

いわていきいきプラン 2014 [仮称]

岩手県高齢者福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画

(案)

平成 24 年 3 月

岩手県保健福祉部長寿社会課

◆ 序 ◆

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画期間	1
4	計画の点検、評価等	1
5	高齢者福祉圏域の設定	2

◆ 第 I 章 総論 ◆

第 1	基本方針	
1	施策推進の基本方針	4
2	重点施策	5
	(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	
	(2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケアシステムの構築	
	(3) 介護予防・地域リハビリテーションの推進	
	(4) 認知症高齢者への支援	
	(5) 介護を要する高齢者等への支援	
	(6) 良質な介護サービスの確保と向上	
	(7) 被災地における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援	
3	いわていきいきプラン 2014 施策概要図	7
第 2	高齢化の進展と高齢者等の現状～岩手の高齢社会の姿～	
1	高齢者人口と高齢化の推移	8
2	高齢者の状況	11
	(1) 世帯の状況	
	(2) 就業の状況	
	(3) 経済の状況	
3	高齢者の意識	13
4	高齢者の生きがいと社会参加	14
	(1) 余暇の過ごし方	
	(2) 地域との関わり・社会活動	
5	介護保険制度の現状	15
	(1) 第 1 号被保険者数	
	(2) 要介護（要支援）認定者数	
	(3) 介護サービス受給者数	
	(4) 主な介護サービスの利用状況	
	(5) 介護給付費の支給状況	
	(6) 介護サービス基盤の状況	
	(7) 地域支援事業の状況	
6	介護等を要する高齢者等の現状と将来推計	26
	(1) 計画期間中の高齢者人口等の推計	
	(2) 施設・居住系サービスを利用する要介護高齢者	



◆ 第Ⅱ章 各論 ◆

第1 高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進	
1 生きがいつくりと健康づくりの推進	30
(1) 文化・スポーツ活動	
(2) 老人クラブ活動	
2 社会参加活動の促進	32
(1) 社会貢献活動への支援	
3 施策体系	34
第2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	
1 情報提供・相談機能の充実	35
2 介護家族への支援	36
3 見守り等の支え合い活動の促進	37
4 老人福祉施設等の整備	39
5 多様で安心できる住まいの確保	40
(1) いわて高齢者住まいあんしんプランによる「住まい」の安心確保	
(2) サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導	
(3) 高齢者にやさしい住まいづくり	
6 施策体系	43
第3 地域包括ケアの推進	
1 地域包括ケアシステムの構築	44
2 地域包括支援センターの充実・支援	53
(1) 体制の充実と運営の円滑化	
(2) 人材の育成	
3 施策体系	56
第4 高齢者の尊厳の保持、権利擁護	
1 高齢者虐待防止の推進	57
2 高齢者の権利擁護	58
3 高齢者権利擁護ネットワークの形成	59
4 施策体系	61
第5 介護予防・地域リハビリテーションの推進	
1 介護予防の推進	62
(1) 介護予防事業の推進	
(2) 介護予防市町村支援事業	
2 地域リハビリテーションの推進	66
3 施策体系	68
第6 認知症高齢者への支援	
1 普及啓発と認知症本人及び家族への支援	69
(1) 認知症に関する意識啓発	
(2) 認知症本人・家族への支援	
2 相談・診療体制の整備	70
3 認知症（重症化）介護予防プログラムの普及・実践	71
4 専門的なケア体制の整備	71
(1) 認知症介護サービスの提供	
(2) マンパワーの養成・確保	
5 施策体系	73

第7 介護を要する高齢者等への支援	
1 介護サービス提供体制の整備の基本的な考え方	74
2 サービス種別の目標量	76
(1) 居宅サービス	76
(2) 地域密着型サービス	103
(3) 施設サービス	111
3 施策体系	121
第8 良質なサービスの確保と向上	
1 サービス従事者の確保及び資質の向上	122
(1) 従事者全般	
(2) 介護支援専門員(ケアマネジャー)	
(3) 訪問介護員(ホームヘルパー)	
(4) 社会福祉士・介護福祉士	
(5) その他のサービス事業者	
2 介護サービス事業者の育成・支援	123
3 介護サービス情報の公表制度の推進	124
4 介護給付適正化の推進	125
5 相談・苦情への適切な対応	127
(1) 市町村における総合相談窓口の充実	
(2) 苦情解決体制	
(3) 不服審査体制	
第9 連携体制の整備等	
1 市町村、関係団体等との連携体制	129
(1) 県の役割	
(2) 市町村の役割	
(3) 県民等の役割	
2 介護・福祉に関する調査・研究の推進	130
第10 被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援	
1 被災状況	131
(1) 老人福祉施設等と入所者・利用者の状況	
(2) 市町村・地域包括支援センターの状況	
2 災害発生時から仮設住宅入居期における県の取組と復旧状況等	131
(1) 入所受入れ施設及び移送の確保	
(2) 被災施設等に対する人的支援、避難所内介護・介護予防に係る人的体制の確保	
(3) 臨時・応急仮設的なサービス提供体制の確保	
(4) 被災施設等の復旧・運営支援	
(5) 市町村、地域包括支援センターの機能回復に向けた支援	
(6) 避難所から仮設住宅入居への生活環境の変化に応じた高齢者の閉じこもりや孤立化の防止	
3 今後の取組(復興に向けた取組)	133
(1) 災害に強い、質の高い介護サービス提供体制の整備	
(2) 避難生活における高齢者等の孤立化防止と必要な福祉サービスの提供体制の支援	
(3) 新たなコミュニティでの高齢者の役割と参加による生きがいの支援	
4 施策体系	135

序

1 計画策定の趣旨

- 県では、高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や施策の方向を明確にし、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、県高齢者福祉計画及び県介護保険事業支援計画を一体的なものとして策定し、「健康安心、福祉社会」の実現に取り組んできました。
- 介護保険事業支援計画は、介護保険法の規定により、3年を1期とした計画を策定することとされ、また、高齢者福祉計画は、介護保険事業支援計画と整合性をもって見直しすることが求められていることから、新たに「いわていきいきプラン 2014」として策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の構築に向け取り組んでいくものです。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波は、本県の沿岸部を中心に極めて甚大な被害をもたらし、沿岸部の市町村における高齢者を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしました。今回の計画策定に当たっては、東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた取組みと市町村における新たなまちづくりが今後本格化することから、社会情勢の変化及び県内の地域の実情を見据えながら、岩手県東日本大震災津波復興計画等を踏まえた県の目指す施策の方向性を明らかにするための計画として策定します。

2 計画の性格

- 本計画では、老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体のものとして策定しており、本県の高齢者福祉・介護施策を推進する実施計画であるとともに、県民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。
- いわて県民計画、岩手県保健医療計画、岩手県地域福祉支援計画等の各種計画と調和を保ち連携を図りながら、高齢者の福祉・介護施策を総合的に推進する計画です。
- 東日本大震災津波からの復興に当たっては、平成23年8月に策定された岩手県東日本大震災津波復興計画等を基本としつつ、本計画に基づく施策の推進により、復興の取組みの着実な達成を目指すものです。

3 計画期間

- 平成24年度から平成26年度までの3か年計画です。

4 計画の点検、評価等

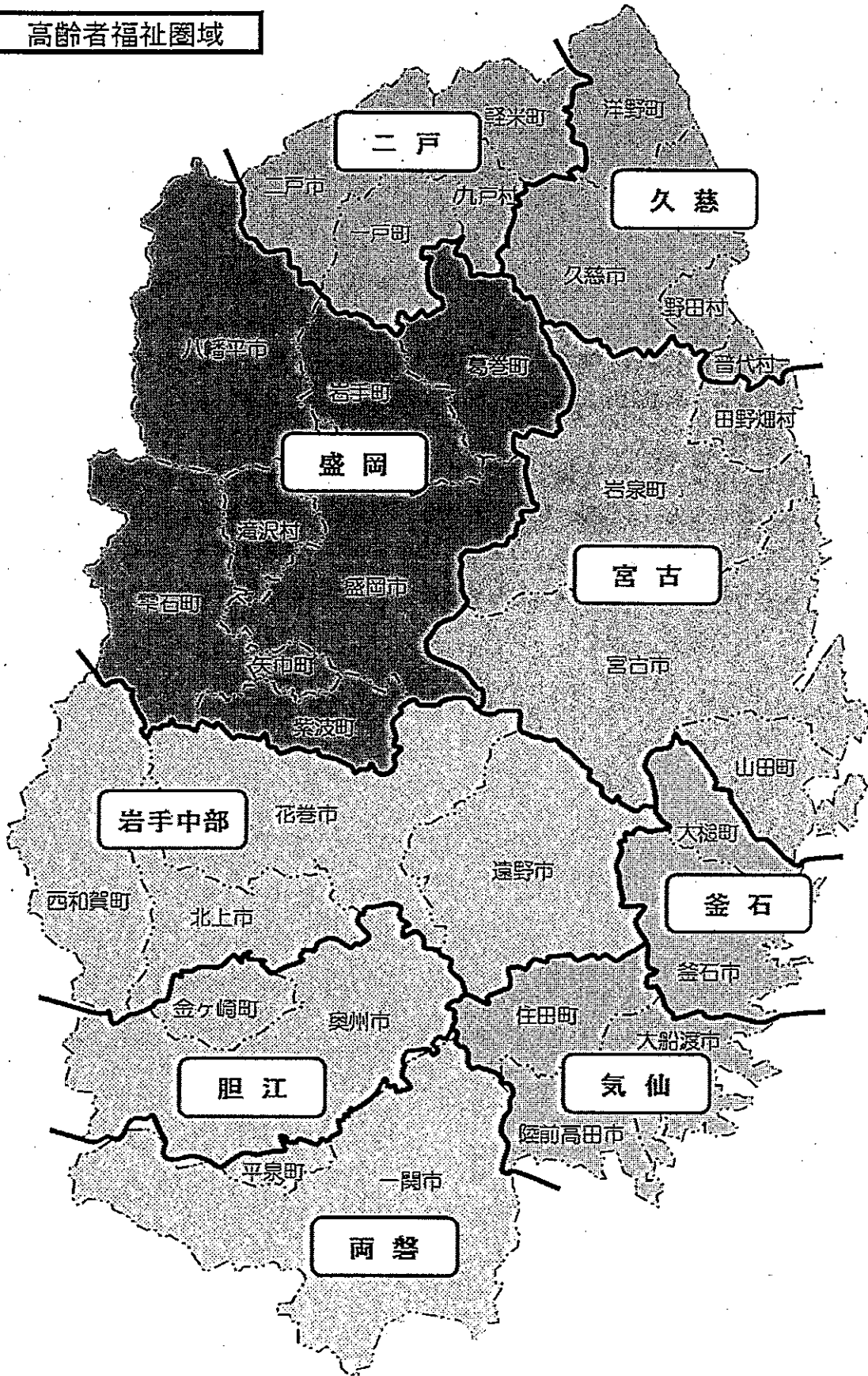
- 計画の推進に当たっては、毎年度、県及び市町村計画の計画目標の達成状況を点検し、高齢者福祉圏域（9圏域）ごとの実施状況を分析・評価のうえ、効果的な施策の推進に努めます。
- なお、東日本大震災津波により被災した沿岸部の市町村の介護保険事業計画の策定に当たっては、弾力的な取扱いをしても差し支えないこととされており、今後、市町村の復興計画等との関連において、介護保険対象サービス見込量等の修正や計画の前提となる諸条件の見直しが行われる場合もあります。

5 高齢者福祉圏域の設定

高齢者福祉圏域は、現行の9圏域とします。

圏域名	構成市町村
盛岡	盛岡市 八幡平市 雫石町 葛巻町 岩手町 滝沢村 紫波町 矢巾町
岩手中部	花巻市 北上市 遠野市 西和賀町
胆江	奥州市 金ヶ崎町
両磐	一関市 平泉町
気仙	大船渡市 陸前高田市 住田町
釜石	釜石市 大槌町
宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
久慈	久慈市 普代村 野田村 洋野町
二戸	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

高齢者福祉圏域



第1 基本方針

1 施策推進の基本方針

- 平成37年には県民の3人に1人が高齢者となる本県においては、豊かさやゆとりを実感できる魅力ある地域社会を持続的に築いていくため、高齢者には、長年の経験と優れた知識・技能を活かし、地域社会の重要な構成員として主体的に活動するとともに、魅力ある地域社会を次の世代に引き継ぐことができるよう、一層積極的に行動することが求められています。
- このため、高齢者が能力と創造性を発揮し、健康で安心して心豊かに暮らし、生き生きとして社会参加できる環境づくりを進めるとともに、たとえ、介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ安心して自立した日常生活を送ることができるよう高齢者を地域全体で支える体制の構築を目指します。
- 施策の展開に当たっては、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に推進するとともに、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

2 重点施策

(1) 高齢者の生きがいがづくりと社会参加の推進

- ◆ 高齢者の生きがいがづくりや健康づくりなどに加え、高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識・経験や技能を活かしたボランティア活動・地域活動などに積極的に参加できる環境づくりに努めます。

(2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケアシステムの構築

- ◆ 高齢者が安心して暮らすことができるよう、高齢者の様々な相談に総合的に対応できる体制を充実させるとともに、見守り等の「地域福祉活動」やNPO、ボランティア団体等による「生活支援サービス」などの支え合い活動を促進します。
- ◆ サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の状態に応じた住まいと介護サービスが一体的に提供される新しい生活空間づくりを支援します。
- ◆ 地域包括支援センターを中核として、日常生活圏域を基本に、高齢者一人ひとりのニーズに応じて、適切に医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を支援します。
- ◆ 高齢者が要介護状態や認知症になっても、その人らしく尊厳を持って安心して生活できるよう、市町村・地域包括支援センターや岩手県高齢者総合支援センター等による相談支援体制を充実させるとともに、福祉、消費生活相談、警察、司法関係者等によるネットワーク体制の充実を図ります。

(3) 介護予防・地域リハビリテーションの推進

- ◆ 要介護状態になる可能性のある高齢者を対象として、心身の機能低下を予防するため、介護予防ケアマネジメントや運動器の機能向上などの各種事業の取組を支援するとともに、医療と介護が連携した地域リハビリテーション体制を推進します。
- ◆ 各地域において、介護予防の普及啓発やボランティアとの協働などにより、高齢者の健康で活動的な暮らしが継続されるよう支援します。

(4) 認知症高齢者への支援

- ◆ 認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発や認知症本人及びその家族への支援を行うとともに、認知症の発症予防や相談から早期発見・早期診断へとつながる仕組みづくりを行い、高齢者の尊厳に配慮した認知症ケアの確立、サービス提供基盤の整備、人材養成など認知症対策の充実に取り組みます。

(5) 介護を要する高齢者等への支援

- ◆ 介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切なケアマネジメントに基づいた質の高い居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の充実を支援します。
- ◆ 特別養護老人ホームの計画的な整備を促進し、入所待機者の解消に努めます。

(6) 良質な介護サービスの確保と向上

- ◆ 新たに創設される「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」や「複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービス」について、県内での円滑な導入や普及が図られるよう、医療と介護の連携強化及び介護サービスの充実強化に努めます。
- ◆ 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養等の「医療的ケア」が適切かつ安全に実施できるよう、研修を実施するなど、高齢者介護に必要な人材の養成確保やサービスの質の向上に努めます。

(7) 被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援

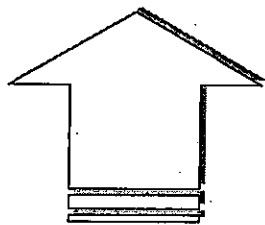
- ◆ 岩手県東日本大震災津波復興計画等に沿った復興の取組みの着実な達成を目指します。
- ◆ 被災地の状況を踏まえた介護サービス提供体制の復旧・復興や再構築を支援するとともに、仮設住宅や在宅の要援護高齢者等の生活支援に取り組みます。

3 いわていきいきプラン2014 施策概要図

基本方針

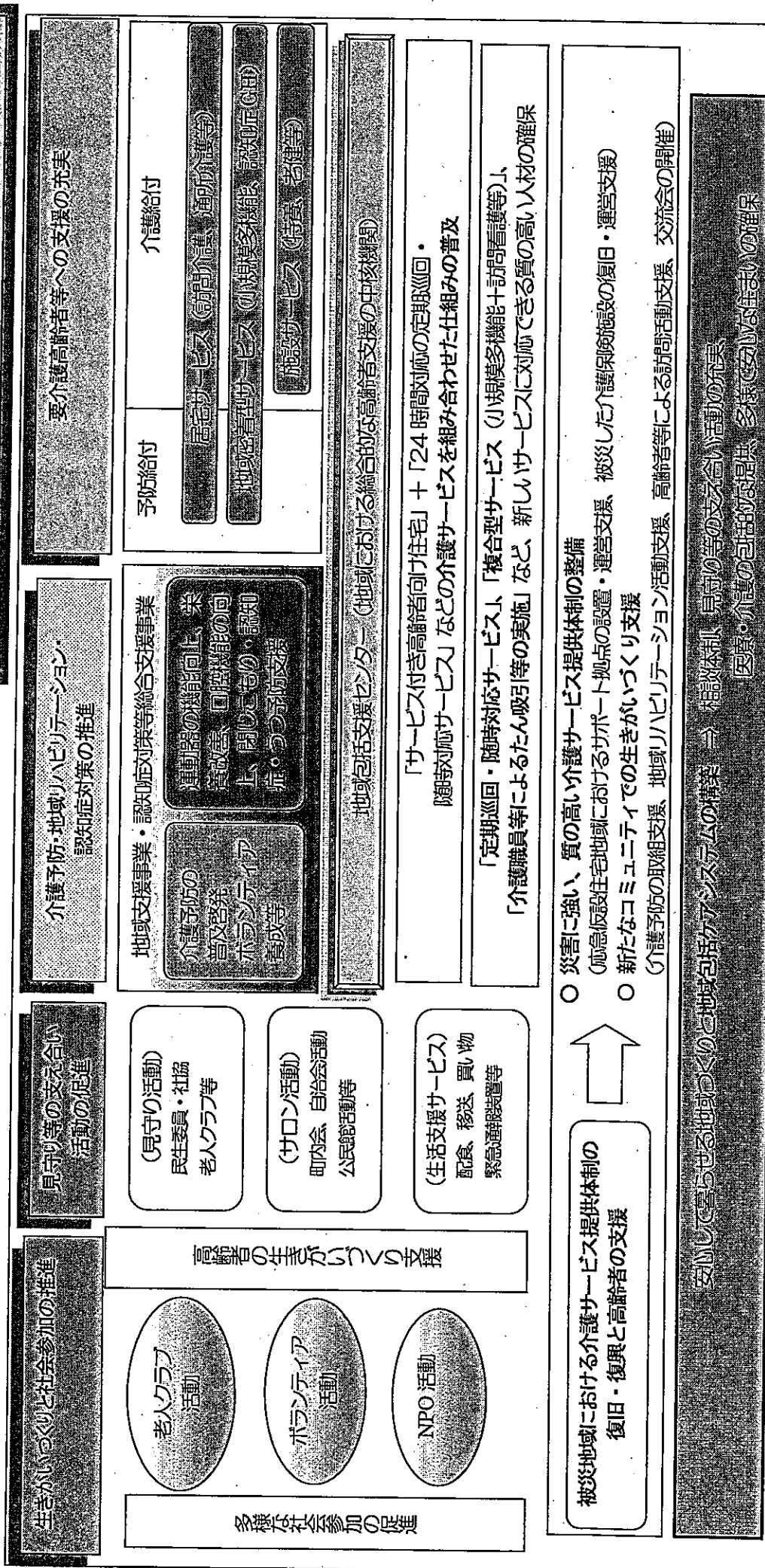
「生きがい・健康づくりと、お互いが支え合う、高齢者が地域で安心して生活できる環境の構築」

＜地域包括ケアシステムの構築＞



重点施策

- 1 生きがいづくりと社会参加の推進
- 2 安心して暮らせる地域づくりと地域包括ケアシステムの構築
- 3 介護予防・地域リハビリテーションの推進
- 4 認知症対策の推進
- 5 介護を要する高齢者等への支援
- 6 良質な介護サービスへの確保と向上
- 7 被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興と高齢者の支援



第2 高齢化の進展と高齢者等の現状 ～岩手の高齢社会の姿～

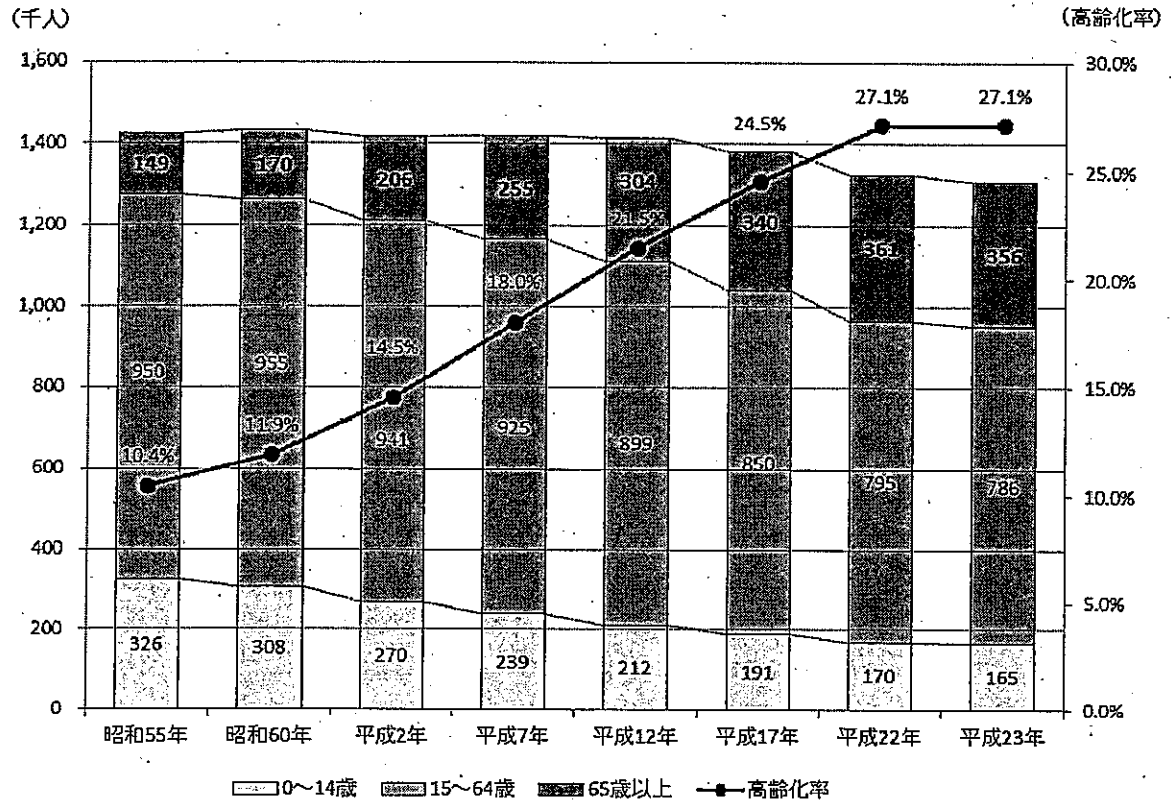
1 高齢者人口と高齢化の推移

- 平成23年10月1日の本県の年齢別人口は、0～14歳人口は、165,465人で、前年の169,942人に比べて4,477人減少しています。

15～64歳人口は、786,085人で、前年の795,420人に比べて9,335人減少し、65歳以上人口は、356,141人で、前年の361,042人に比べて4,901人減少しています。
- 本県の0～14歳人口は、昭和30年をピークに、15～64歳人口は、昭和60年をピークにそれぞれ減少しているのに対し、65歳以上人口は、平成22年まで一貫して増加してきました。
- 本県の年齢構成の推移をみると、0～14歳人口は、一貫して減少して推移し、平成2年で総人口に占める割合が20%を下回り、平成23年ではさらに低下して、12.6%となっています。

一方、65歳以上人口は、平成22年まで増加して推移し、男女別人口は、男性144,084人（40.5%）、女性212,057人（59.5%）と、女性の比率が高くなっています。
- 総人口に占める後期高齢者（75歳以上の高齢者）の割合は14.9%となっており、前期高齢者（65歳以上74以下の高齢者）12.3%を上回っています。
- 総人口に占める65以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成12年に20%を超え、平成23年度では、27.1%と3.7人に1人が65歳以上の高齢者となっており、全国の高齢化率23.0%（平成22年「国勢調査」）と比較すると、4ポイント上回っています。
- 高齢化率は、40%を超えている市町村もある一方、20%に達していない市町村もあり、地域によって格差があります。圏域別に見ると、盛岡が25%未満、岩手中部、胆江及び久慈が30%未満となっていますが、その他の圏域は30%を超えています。
- 今後、人口が減少していく中、高齢者人口は平成37年に410千人とピークを迎えるの見込まれていますが、高齢化率はさらに上昇するものと予想されています（国立社会保障・人口問題研究所による平成19年5月推計）。

高齢者人口と高齢化率の推移



【資料】平成23年は、岩手県人口移動報告年報
 昭和55年から平成22年は、国勢調査

【市町村別高齢者人口及び高齢化率】（平成23年10月1日現在）

(単位：人・%)

圏域	市町村	総人口	65歳以上	高齢化率
	県計	1,312,756	356,141	27.1%
盛岡	計	482,096	109,531	22.7%
	盛岡市	299,568	64,757	21.6%
	八幡平市	28,266	9,071	32.1%
	雫石町	17,840	5,243	29.4%
	葛巻町	7,140	2,769	38.8%
	岩手町	14,731	4,657	31.6%
	滝沢村	54,219	9,395	17.3%
	紫波町	33,274	8,172	24.6%
矢巾町	27,058	5,467	20.2%	
岩手中部	計	229,713	62,679	27.3%
	花巻市	100,750	28,980	28.8%
	北上市	93,549	21,021	22.5%
	遠野市	28,984	9,914	34.2%
	西和賀町	6,430	2,764	43.0%
胆江	計	140,066	40,222	28.7%
	奥州市	123,761	35,976	29.1%
	金ヶ崎町	16,305	4,246	26.0%
両磐	計	134,958	40,792	30.2%
	一関市	126,776	38,275	30.2%
	平泉町	8,182	2,517	30.8%
気仙	計	65,552	21,335	32.5%
	大船渡市	39,097	12,047	30.8%
	陸前高田市	20,252	6,915	34.1%
	住田町	6,203	2,373	38.3%
釜石	計	49,952	16,599	33.2%
	釜石市	37,271	12,696	34.1%
	大槌町	12,681	3,903	30.8%
宮古	計	89,176	28,345	31.8%
	宮古市	57,952	17,820	30.7%
	山田町	16,903	5,265	31.1%
	岩泉町	10,574	4,007	37.9%
	田野畑村	3,747	1,253	33.4%
久慈	計	61,535	17,434	28.3%
	久慈市	36,515	9,666	26.5%
	普代村	3,015	950	31.5%
	野田村	4,446	1,347	30.3%
	洋野町	17,559	5,471	31.2%
三戸	計	59,708	19,204	32.2%
	三戸市	29,342	8,814	30.0%
	軽米町	10,034	3,346	33.3%
	九戸村	6,380	2,213	34.7%
	一戸町	13,952	4,831	34.6%

資料：岩手県人口移動報告年報

2 高齢者の状況

(1) 世帯の状況

ア 単独世帯（ひとり暮らしの高齢者）

- 65歳以上の高齢単身世帯（ひとり暮らしの高齢者）は、平成22年で約4万4千世帯、全世帯の9.1%となっています。
- 今後、高齢単身世帯は、平成27年には約4万9千世帯（全世帯の10.3%）、平成32年には約5万5千世帯（全世帯の11.8%）、平成37年には約6万世帯（全世帯の13.2%）、平成42年には約6万3千世帯（全世帯の14.5%）まで増加するものと予測されています。

イ 高齢夫婦のみ世帯（世帯主が65歳以上の夫婦のみ）

- 高齢夫婦のみ世帯は、平成22年で約5万世帯、全世帯の10.4%となっています。
- 今後、高齢夫婦のみ世帯は、平成27年には約5万4千世帯（全世帯の11.3%）、平成32年には5万7千世帯（全世帯の12.2%）、平成37年には約5万7千世帯（全世帯の12.6%）、平成42年には約5万5千世帯（全世帯の12.6%）まで増加するものと予測されています。

〔高齢単身・高齢夫婦のみ世帯の状況〕

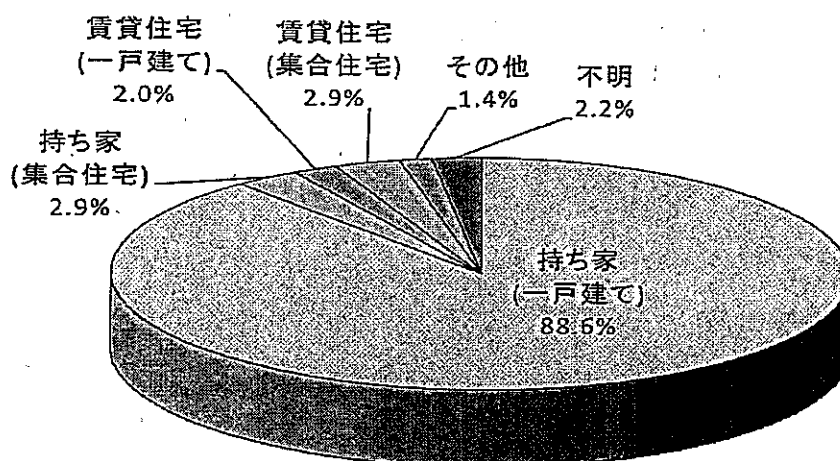
（単位：千世帯、%）

区 分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)
総世帯数	479	483	477	466	453	436
高齢者単身世帯	36	44	49	55	60	63
割合	7.6	9.1	10.3	11.8	13.2	14.5
高齢夫婦のみ世帯	46	50	54	57	57	55
割合	9.5	10.4	11.3	12.2	12.6	12.6

資料：平成17年及び平成22年は「国勢調査」。平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計（平成21年12月推計）

ウ 住まいの状況

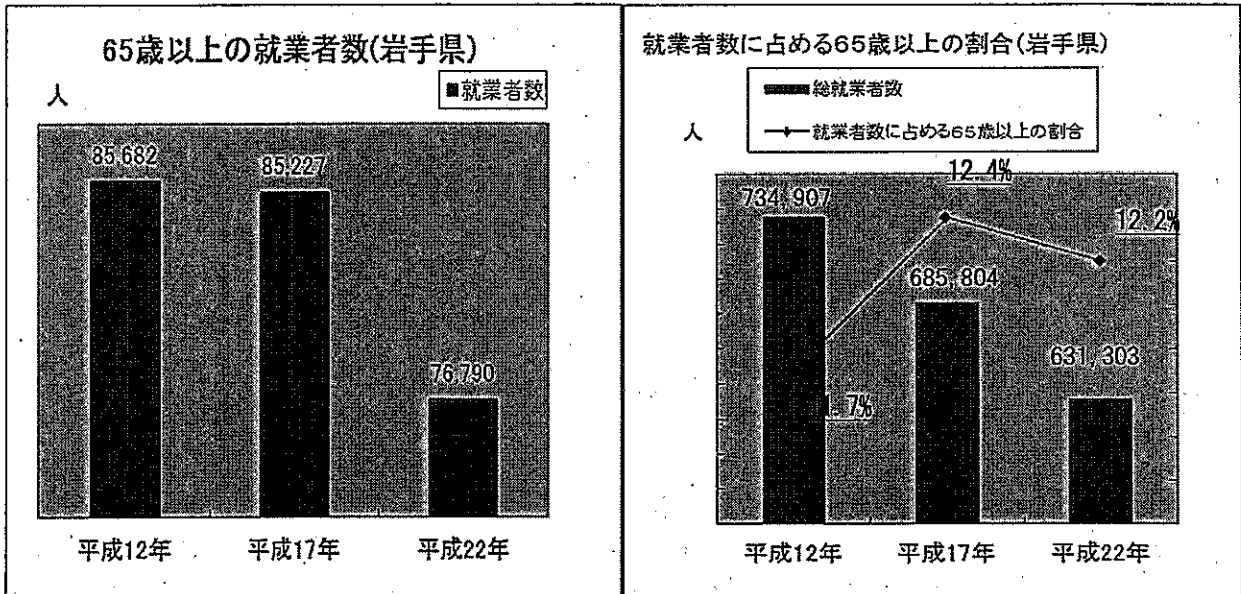
- 65歳以上の高齢者の住まいの状況は、「持ち家（一戸建て）」が88.6%と最も多く、「持ち家（集合住宅）」を加えると全体の9割にのぼり、本県の高齢者の持ち家率は高くなっています。また、高齢者の約7割が、現在居住している市町村に40年以上住んでいます。



資料：岩手県・岩手県立大学・財団法人岩手県長寿社会振興財団「高齢者の社会参加活動のあり方及び参加促進に向けた取組みに係る調査研究」（H23年速報）

(2) 就業の状況

- 本県の65歳以上の就業者数は、平成17年は85,227人でしたが、平成22年には76,790人と減少し、全就業者に占める65歳以上の割合は、平成17年の12.4%から0.2ポイント減少し、12.2%となっています。



(資料：総務省統計局「国勢調査」)

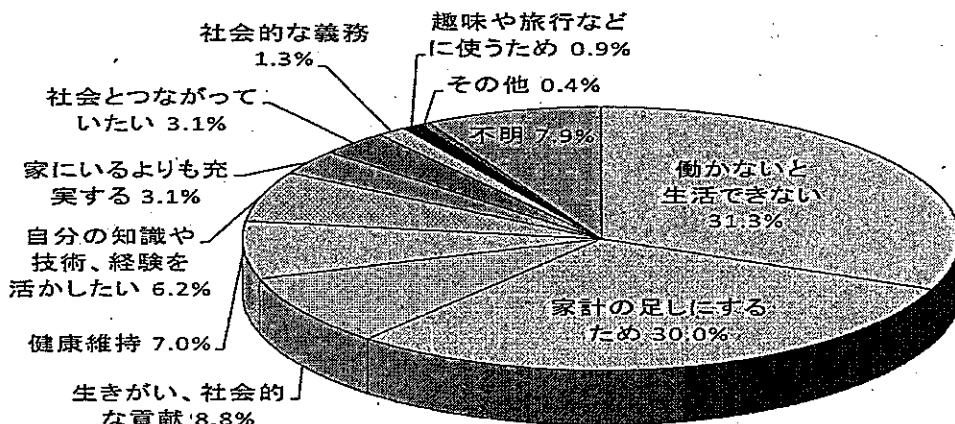
- 注) 1. 平成12年は、日本標準産業分類第11回改訂(平成14年3月)に伴う組替結果による。
- 2. 平成17年は、日本標準産業分類第11回改訂(平成19年11月)に伴う組替結果による。

- 高齢者への臨時的かつ短期的な就業等の機会を提供するシルバー人材センターの事業実績を見ると、平成22年度は就業実人員の若干の減少が見られるものの、過去5年間の会員数は、概ね8千人台で推移しています。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
団体数	26	27	27	27	27
会員数(人)	8,322	8,271	8,151	8,268	8,397
就業実人員(人)	7,204	7,271	7,235	7,443	7,395
就業延人員(人)	616,571	628,994	619,419	616,319	603,861

(資料：(社)全国シルバー人材センター事業協会、県雇用対策・労働室)

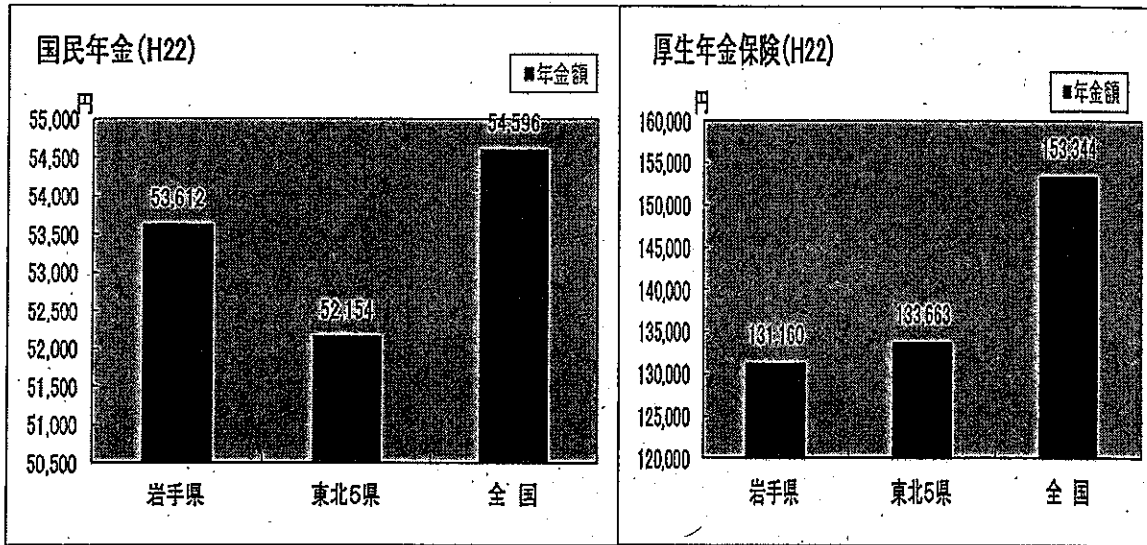
- 高齢者が仕事をしている理由については、「働かないと生活できない」(31.3%)、「家計の足しにするため」(30.0%)が多く、次に、「生きがい、社会的な貢献」(8.8%)、「健康維持」(7.0%)、「自分の知識や技術、経験を活かしたい」(6.2%)などとなっています。



資料：岩手県・岩手県立大学・財団法人岩手県長寿社会振興財団「高齢者の社会参加活動のあり方及び参加促進に向けた取組みに係る調査研究」(H23年速報)

(3) 経済の状況

○ 本県の国民年金の平均年金月額が 53,612 円と、厚生年金保険の平均年金月額は 131,160 円となっており、国民年金は全国平均に比べ 984 円低く、厚生年金保険は 22,184 円低くなっています。

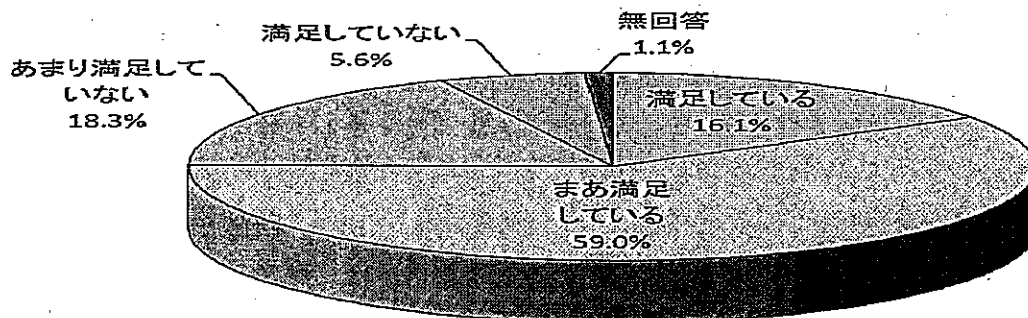


(資料：厚生労働省年金局「平成 22 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」)

- 高齢者の収入源は、「厚生年金・共済年金」等が 44.0%と最も多く、次いで、「国民年金」が 23.5%、「仕事の収入」14.4%などとなっています。
- 暮らし向きについての意識は、「ふつう」が 60.1%となっていますが、「少し苦しい」と「苦しい」を合わせると 25.8%と、「ゆとりがある」と「まあゆとりがある」(12.5%)の約 2 倍となっています。(資料：岩手県・岩手県立大学・財団法人岩手県長寿社会振興財団「高齢者の社会参加活動のあり方及び参加促進に向けた取組みに係る調査研究」(H23 年速報))

3 高齢者の意識 (岩手県・岩手県立大学・財団法人岩手県長寿社会振興財団「高齢者の社会参加活動のあり方及び参加促進に向けた取組に係る調査研究」(H23 年速報) から)

- 現在の生活に「満足している」と「まあ満足している」を合わせると、高齢者の全体の 75.1%が満足しています。
一方、「満足していない」と「あまり満足していない」を合わせると 23.9%と、約 4 分の 1 が「不満足」としています。



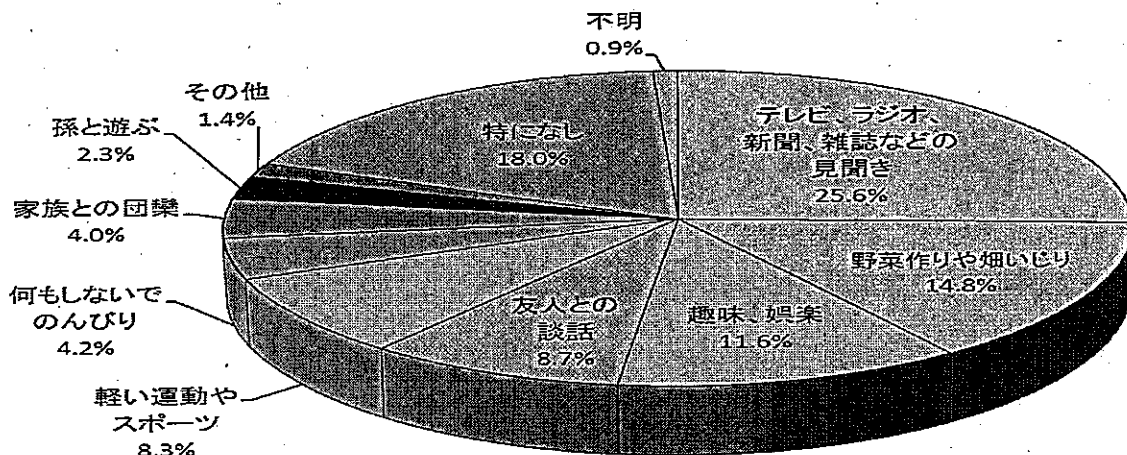
- また、「社会の役に立っていると感じている」と「まあ感じている」を合わせると全体の 59.0%となっていますが、「感じている」が約 1 割となっています (54 歳以上回答)。

4 高齢者の生きがいと社会参加 (岩手県・岩手県立大学・(財)岩手県長寿社会振興財団「高齢者の社会参加活動のあり方及び参加促進に向けた取組に係る調査研究」(H23年速報)から)

(1) 余暇の過ごし方

- 自由な時間の過ごし方としては、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの見聞き」(25.6%)が最も多く、次に、「野菜作りや畑いじり」(14.8%)、「趣味、娯楽」(11.6%)、「友人との談話」(8.7%)、「軽い運動やスポーツ」(8.3%)などの順となっています(複数回答)。

一方、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの見聞き」に次いで、「特になし(18.0%)」とする回答も多く、65~74歳に比べて75歳以上の高齢者でポイントが高くなっています。



(2) 地域との関わり・社会活動

- 町内会活動に「非常に積極的」「どちらかというと積極的」に関わっているという回答が41.2%であるのに対し、「どちらかというと消極的」「非常に消極的」「関わっていない」を合わせると約6割となっており、地域活動への積極的な参加が少なくなっています。
- 何らかの団体の活動に参加している人は約5割(54歳以上回答)で、参加している団体では、「健康・スポーツの団体の活動」が最も多く、次いで「趣味(俳句・詩吟・パッチワーク等)の団体」、「生活環境団体(環境美化、緑化推進、まちづくり等)の活動」の順に多くなっています。
- また、これらの団体の活動に参加した時期については、「退職してから」が43.7%と最も多く、次いで「子どもが自立してから」が10.0%となっており、生涯の活動歴はあまり長くない傾向が見られます。活動の充実度について、最も多いのは「まあ充実している」で59.3%、これに「非常に充実している」を加えると85.8%となっており、「あまり充実していない」「充実していない」を合わせた4.7%を大きく上回り、活動内容の充実度が高くなっています。
- 活動に参加していない理由について(複数回答)、54歳~64歳では「仕事をしているから」が61.7%と最も多いのに対し、65歳以上の高齢者では「健康・体力に自信がないから」が最も多く、次いで、「なんとなく面倒だから」「家庭の事情(病院・家事・介護等)があるから」などとなっています。また、「どのような活動が行われているか知らない」「気軽に参加できる活動が少ない」「活動したいものがない」「なんとなく面倒」「必要な技術・経験がない」「移動の手段がない」を合わせると約7割となっています。

5 介護保険制度の現状

(1) 第1号被保険者数

- 第1号被保険者数は、平成22年度において357,728人であり、平成12年度と比較すると49,037人の増(伸び率15.9%)となっています。

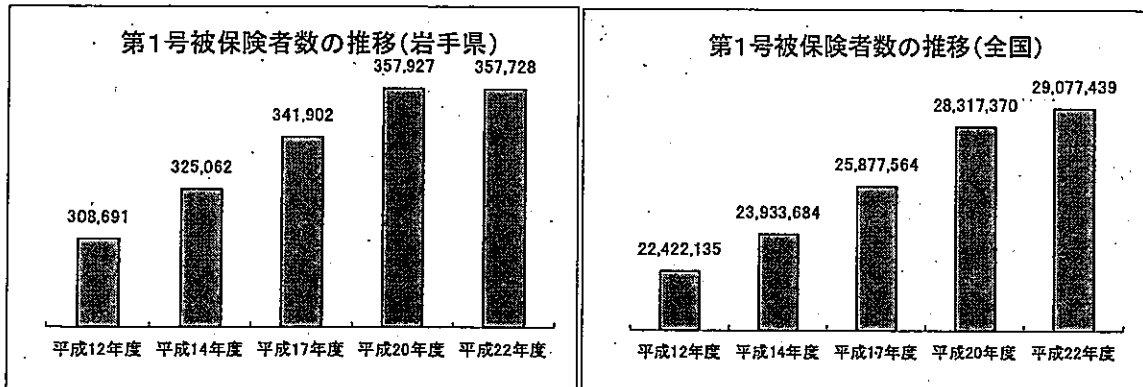
(単位:人)

	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成22年度	伸び率
岩手県	308,691	325,062	341,902	357,927	357,728	15.9%
全国	22,422,135	23,933,684	25,877,564	28,317,370	29,077,439	29.7%

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告(各年度末現在)」

※「伸び率」は平成12年度の被保険者数に対する平成22年度の伸び率である。(以降の表についても同様)

※平成22年度の数値については、現在精査中のものであること。



(2) 要介護(要支援)認定者数

認定者数及び認定率

- 要介護(要支援)認定者数は、平成22年度において63,863人であり、平成12年度と比較すると27,812人の増(伸び率77.1%)となっています。
- 第1号被保険者に係る認定率は、平成22年度において17.3%であり、平成12年度と比較すると6.0ポイントの増となっています。

(単位:人)

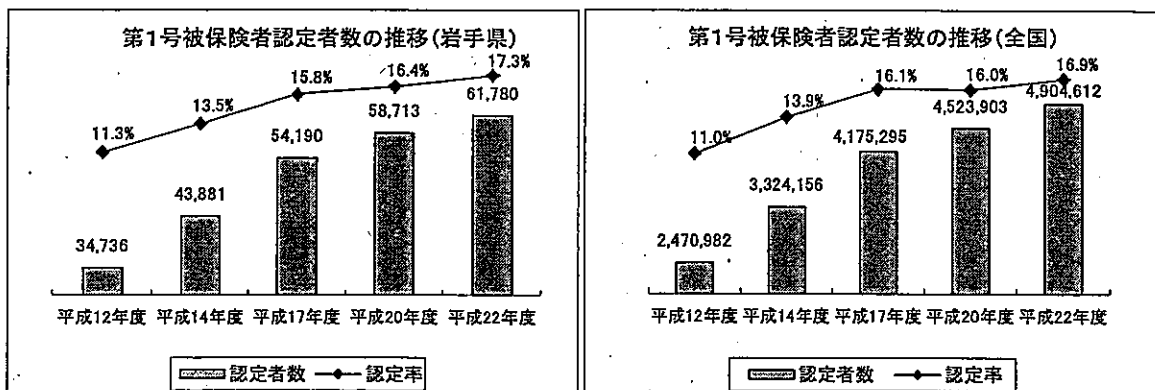
	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成22年度	伸び率
岩手県	36,051	45,465	55,963	60,697	63,863	77.1%
	34,736	43,881	54,190	58,713	61,780	77.9%
全国	2,561,594	3,445,186	4,323,332	4,672,688	5,059,290	97.5%
	2,470,982	3,324,156	4,175,295	4,523,903	4,904,612	98.5%

資料:「介護保険事業状況報告(各年度末現在)」

※1 上段:総認定者数、中段:第1号被保険者(内数)、下段:第1号被保険者における認定率

※2 上段の総認定者数には、第2号被保険者を含む。

※3 平成22年度の数値については、現在精査中のものであること。



第1号被保険者:市町村の住民のうち65歳以上の者
第2号被保険者:市町村の住民で医療保険に加入している40歳から64歳までの者

要介護度別認定者数

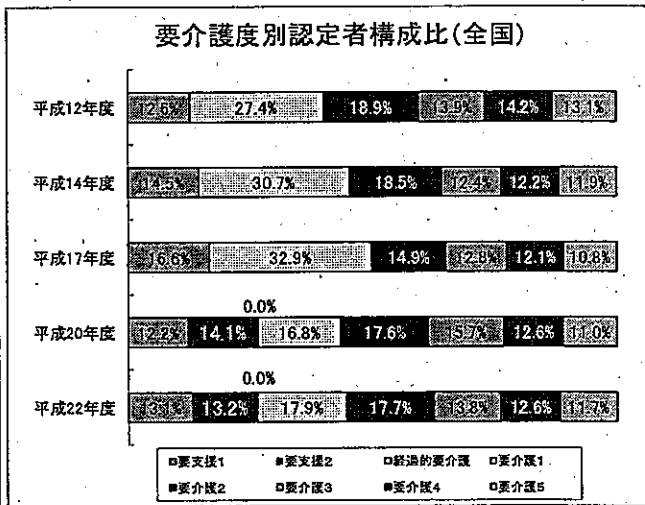
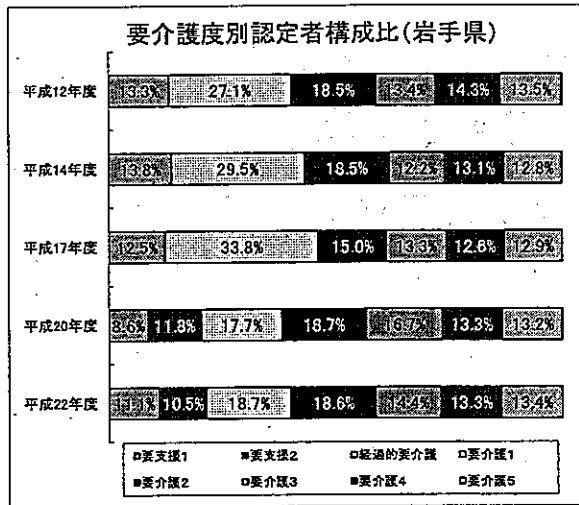
- 要介護度別認定者数は、要支援の増加が大きく、平成22年度には要支援1と要支援2の合計が13,746人となり、平成12年度と比較すると8,957人の増(伸び率187.0%)となっています。
- 要介護度別認定者の構成比率は、特に要介護1の認定者の比率が高くなっており、平成22年度には18.7%となり、平成12年度と比較すると8.4ポイントの減となっています。

(単位:人 下段:構成比率)

区分	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成22年度	伸び率
要支援1	4,789 13.3%	6,286 13.8%	6,985 12.5%	5,230 8.6%	7,062 11.1%	187.0%
要支援2	-	-	-	7,179 11.8%	6,684 10.5%	
経過的要介護	-	-	-	-	-	
要介護1	9,780 27.1%	13,429 29.5%	18,921 33.8%	10,741 17.7%	11,929 18.7%	22.0%
要介護2	6,653 18.5%	8,422 18.5%	8,374 15.0%	11,360 18.7%	11,876 18.6%	78.5%
要介護3	4,814 13.4%	5,568 12.2%	7,444 13.3%	10,127 16.7%	9,214 14.4%	91.4%
要介護4	5,140 14.3%	5,957 13.1%	7,036 12.6%	8,074 13.3%	8,519 13.3%	65.7%
要介護5	4,875 13.5%	5,803 12.8%	7,203 12.9%	7,986 13.2%	8,579 13.4%	76.0%
計	36,051 100%	45,465 100%	55,963 100%	60,697 100%	63,863 100%	77.1%

資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告(各年度末現在)」

- ※1 平成12年度から平成17年度までの要支援については、便宜上要支援1の欄に表示している。
- ※2 要支援の伸び率は、平成12年度の要支援に対する平成22年度の要支援1・要支援2の合計の伸び率である。
- ※3 「経過的要介護」とは、平成18年4月の制度改正前に要支援の認定を受けていた者が、有効期間満了まで要介護者とみなされ、従来と同様の介護給付を受けることができる認定区分である。
- ※4 平成22年度数値については、現在精査中のものであること。



(3) 介護サービス受給者数

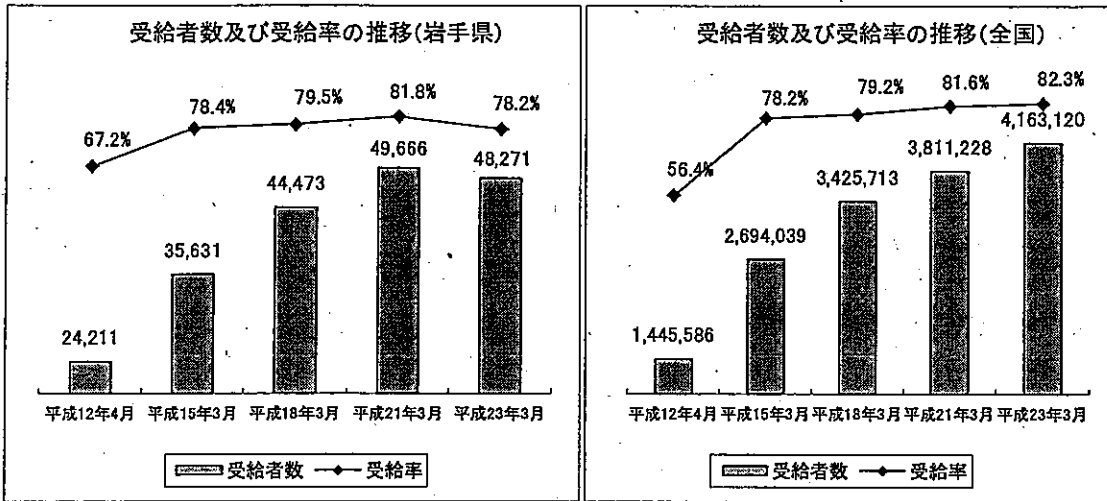
介護サービス受給者数及び受給率

- 介護サービス受給者数は、平成23年3月において48,271人であり、平成12年4月と比較すると24,060人の増(伸び率99.4%)となっています。
- 要支援・要介護認定者に占めるサービス受給者の割合(受給率)は、平成23年3月において78.2%であり、平成12年4月と比較すると11.0ポイントの増となっています。

(単位:人、% 下段:受給率)

	平成12年4月	平成15年3月	平成18年3月	平成21年3月	平成23年3月	伸び率
岩手県	24,211	35,631	44,473	49,666	48,271	99.4%
	67.2%	78.4%	79.5%	81.8%	78.2%	
全国	1,445,586	2,694,039	3,425,713	3,811,228	4,163,120	188.0%
	56.4%	78.2%	79.2%	81.6%	82.3%	

資料:国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」



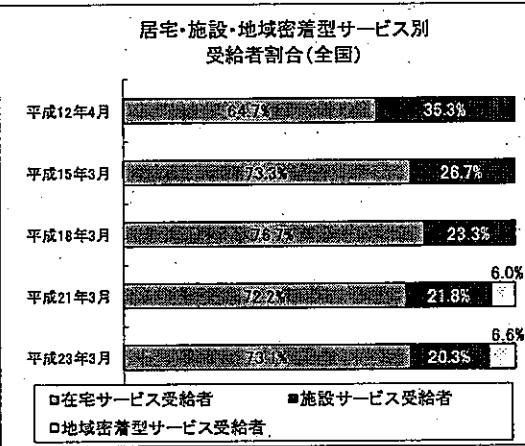
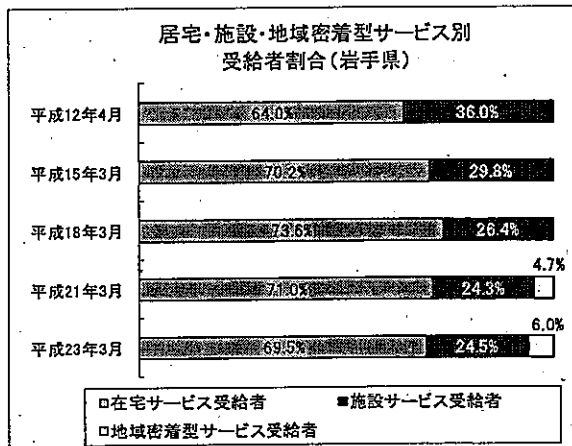
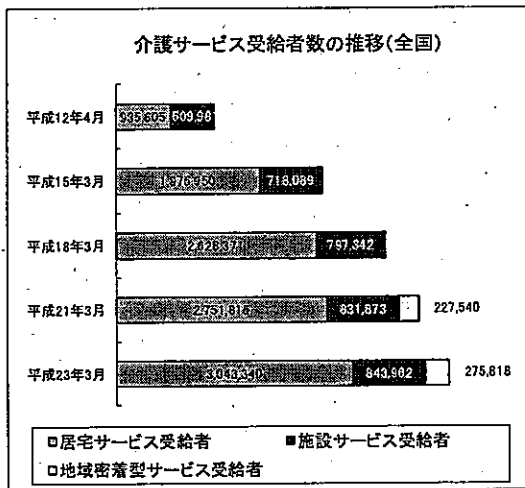
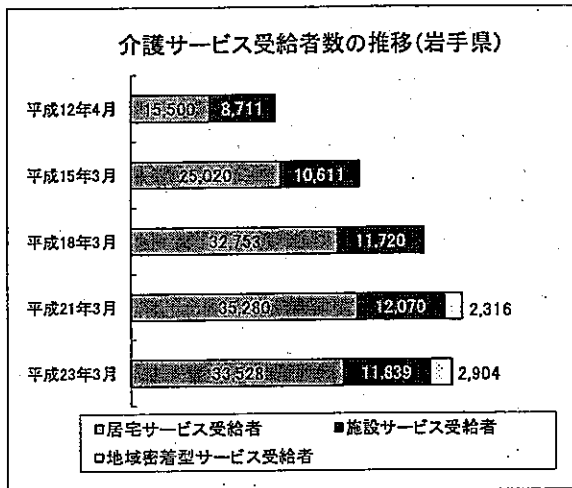
居宅介護サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの受給者数

- 居宅サービス受給者数は、平成23年3月において33,528人であり、平成12年4月と比較すると18,028人の増(伸び率116.3%)となっています。
- サービス受給者に占める居宅サービス受給者の割合は、平成23年3月において69.5%であり、平成12年4月と比較すると5.5ポイントの増となっています。

(単位:人)

	平成12年4月	平成15年3月	平成18年3月	平成21年3月	平成23年3月	伸び率
岩手県	24,211	35,631	44,473	49,666	48,271	99.4%
居宅サービス受給者	15,500	25,020	32,753	35,280	33,528	116.3%
施設サービス受給者	8,711	10,611	11,720	12,070	11,839	35.9%
地域密着型サービス受給者	-	-	-	2,316	2,904	25.4%
全国	1,445,586	2,694,039	3,425,713	3,811,228	4,163,120	188.0%
居宅サービス受給者	935,605	1,975,950	2,628,371	2,751,815	3,043,340	225.3%
施設サービス受給者	509,981	718,089	797,342	831,873	843,962	65.5%
地域密着型サービス受給者	-	-	-	227,540	275,818	21.2%

資料:国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」



(4) 主な介護サービスの利用状況

一人当たり平均利用単位数

- 利用者一人当たりの訪問、通所、短期入所サービスの合計の平均利用単位数は、平成23年3月において7,635単位であり、平成15年3月(第1期介護保険事業支援計画期間末)と比較して568単位の増(伸び率8.0%)となっており、全国の伸び率を下回っています。

(単位:単位)

	平成15年3月	平成18年3月	平成21年3月	平成23年3月	伸び率
岩手県	7,067	7,530	8,595	7,635	8.0%
全国	8,522	8,484	9,112	9,564	12.2%

資料:平成18年3月までは、国民健康保険中央会「介護給付費の状況」
平成21年3月からは、厚生労働省「介護給付費実態調査」

「単位」とは、介護サービスの種別や利用時間数、要介護度などにより国が定めた介護報酬の単価。本県は1単位10円となります。(大都市圏では異なる場合があります。)

区分支給限度基準額に対する利用割合

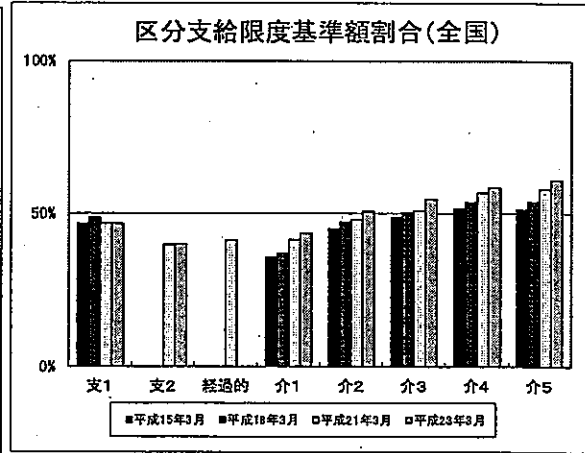
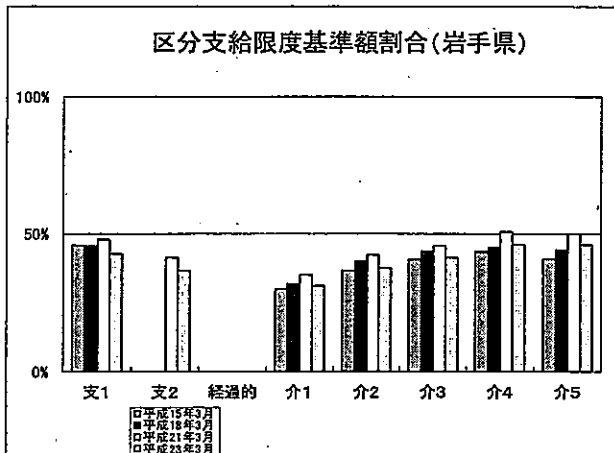
- 居宅サービス全体の区分支給限度基準額に対するサービス利用割合は、増加傾向にあるものの、全国の利用状況を下回っています。

		平成15年3月	平成18年3月	平成21年3月	平成23年3月
岩手県	要支援1	45.9%	45.6%	48.1%	42.9%
	要支援2	—	—	41.5%	36.7%
	経過的要介護	—	—	—	—
	要介護1	30.1%	32.0%	35.2%	31.1%
	要介護2	36.7%	40.0%	42.4%	37.7%
	要介護3	40.7%	43.7%	45.7%	41.5%
	要介護4	43.5%	45.1%	50.7%	46.2%
	要介護5	40.9%	44.2%	50.2%	46.2%
全国	要支援1	46.7%	48.6%	46.8%	46.6%
	要支援2	—	—	39.8%	40.0%
	経過的要介護	—	—	41.3%	—
	要介護1	35.9%	36.9%	41.5%	43.6%
	要介護2	45.0%	47.1%	48.0%	50.6%
	要介護3	48.8%	50.3%	50.8%	54.6%
	要介護4	51.4%	53.5%	56.8%	58.5%
	要介護5	51.2%	53.9%	58.0%	60.9%

資料：平成15年3月分 国民健康保険中央会「介護給付費の状況」

平成18年3月以降 厚生労働省「介護給付費実態調査」

※ 平成18年3月以前の「要支援」は便宜上「要支援1」に計上



「区分支給限度基準額」とは、要介護度別に定められている居宅サービスに係る1ヶ月当たりの保険給付費用の適用上限額のこと。

要支援1:4,970単位、要支援2:10,400単位、経過的要介護:6,150単位

要介護1:16,580単位、要介護2:19,480単位、要介護3:26,750単位 要介護4:30,600単位、

要介護5:35,830単位

(1単位は10円)

介護サービスの利用量

- 平成18年度の制度改正により新たなサービスが創設されたことにより変動が見られますが、全体的にみると増加傾向にあります。地域密着型サービスは計画を下回っていますが、平成21年度と22年度を比較すると利用が伸びてきています。
- 施設サービスは、概ね計画どおりに伸びてきています。介護療養型医療施設は、実績値は減少傾向にあります。

上段:実績値、中段:計画値、下段:達成率

		平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
居宅サービス	訪問系	859,872	1,517,152	2,347,176	1,923,288	2,000,493	2,025,535
		1,604,928	2,292,940	1,876,836	1,743,817	2,078,477	2,157,131
	(回/年)	53.6%	66.2%	125.1%	110.3%	96.2%	93.9%
	通所系	878,644	1,164,852	1,650,844	1,676,651	1,810,569	1,806,370
		1,031,784	1,234,168	1,531,972	1,391,136	1,805,026	1,906,309
	(回/年)	85.2%	94.4%	107.8%	120.5%	100.3%	94.8%
	短期入所系	154,812	334,586	443,268	557,006	574,473	533,089
		231,280	319,116	405,286	504,367	589,956	633,350
	(日/年)	66.9%	104.8%	109.4%	110.4%	97.4%	84.2%

※訪問系の中の訪問リハビリテーションについて、H12～H20は回/年、H21～H22は日/年で換算しているもの。

資料:「市町村介護保険事業計画実績報告」の積上げ

		平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護予防サービス	訪問系	—	—	—	177,296	44,759	52,675
		—	—	—	483,187	41,891	44,261
	(回/年)	—	—	—	36.7%	106.8%	119.0%
	通所系	—	—	—	369,075	77,316	90,331
		—	—	—	646,543	77,600	81,103
	(回/年)	—	—	—	57.1%	99.6%	111.4%
	短期入所系	—	—	—	7,208	8,360	10,092
		—	—	—	23,354	8,964	9,739
	(日/年)	—	—	—	30.9%	93.3%	103.6%

資料:「市町村介護保険事業計画実績報告」の積上げ

※ 平成12・14・17年度の実績値は年単位に換算

訪問系の中の介護予防訪問介護について、H12～H20は回/年、H21～H22は人/年で換算しているもの。

通所系について、H12～H20は回/年、H21～H22は人/年で換算しているもの。

「訪問系」:訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション

「通所系」:通所介護、通所リハビリテーション

「短期入所系」:短期入所生活介護、短期入所療養介護

	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 (回/年)	—	—	—	0	0
		—	—	—	9,107	10
		—	—	—	0.0%	0.0%
	認知症対応型通所介護 (回/年)	—	—	—	51,463	52,762
		—	—	—	31,418	62,374
		—	—	—	163.8%	84.3%
	介護予防認知症対応型通所介護 (回/年)	—	—	—	704	770
		—	—	—	5,799	1,240
		—	—	—	12.1%	62.1%
	小規模多機能型居宅介護 (人/年)	—	—	—	4,445	6,694
		—	—	—	11,325	7,318
		—	—	—	39.2%	91.5%
	介護予防小規模多機能型居宅介護 (人/年)	—	—	—	618	1,101
		—	—	—	3,155	1,098
		—	—	—	19.6%	100.3%
認知症対応型共同生活介護 (人/月)	141	342	863	1,205	1,261	
	211	261	369	1,228	1,395	
	66.8%	131.0%	99.3%	98.1%	90.4%	
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人/月)	—	—	—	20	5	
	—	—	—	28	7	
	—	—	—	71.4%	71.4%	
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/月)	—	—	—	21	21	
	—	—	—	14	31	
	—	—	—	150.0%	67.7%	
地域密着型介護老人福祉施設 (人/月)	—	—	—	98	142	
	—	—	—	174	152	
	—	—	—	56.3%	93.4%	

※夜間対応型訪問介護について、H12～H20は回/年、H21～H22は人/年で換算しているもの。

資料：「市町村介護保険事業計画実績報告」の積上げ

	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設サービス	介護老人福祉施設 (人/月)	4,798	5,238	5,703	6,162	6,169
		5,267	5,444	5,892	6,284	6,370
		91.1%	96.2%	96.8%	98.1%	96.8%
介護老人保健施設	介護老人保健施設 (人/月)	4,640	4,884	5,080	5,320	5,356
		4,902	4,988	5,251	5,231	5,464
		94.7%	97.9%	96.7%	101.7%	98.0%
介護療養型医療施設	介護療養型医療施設 (人/月)	997	992	1,000	727	698
		1,619	1,663	1,227	1,044	808
		61.6%	59.7%	81.5%	69.6%	86.4%

資料：「市町村介護保険事業計画実績報告」の積上げ

(5) 介護給付費の支給状況

- 介護給付費は、平成22年度は92,843百万円であり、平成12年度と比較すると48,304百万円の増(伸び率108.5%)となっています。
- 介護給付費に占める居宅サービス(地域密着型サービスを含む)の割合は、平成12年度においては27.2%であったが、年々増加しており、平成22年度には44.5%と17.3ポイント増えています。

(単位:百万円)

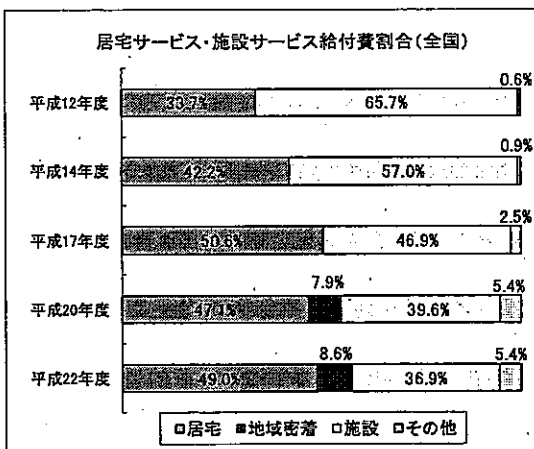
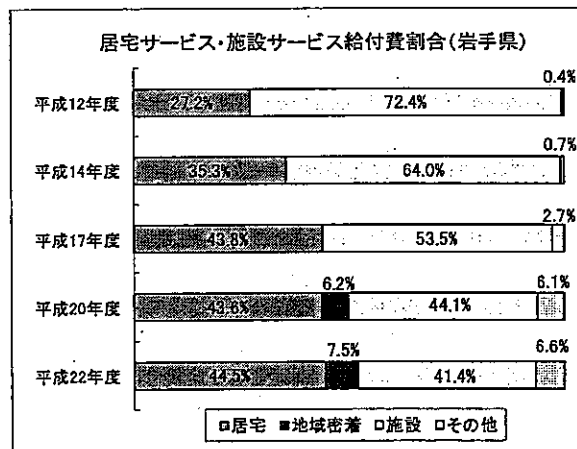
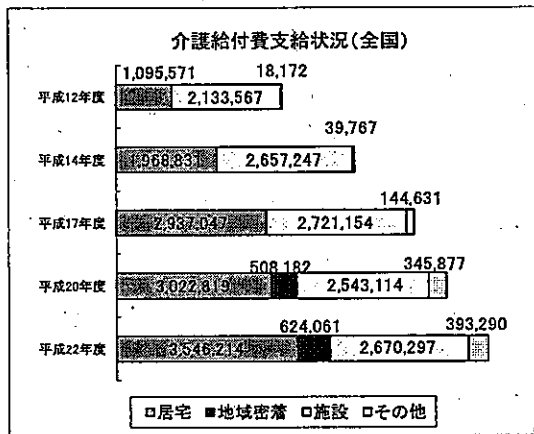
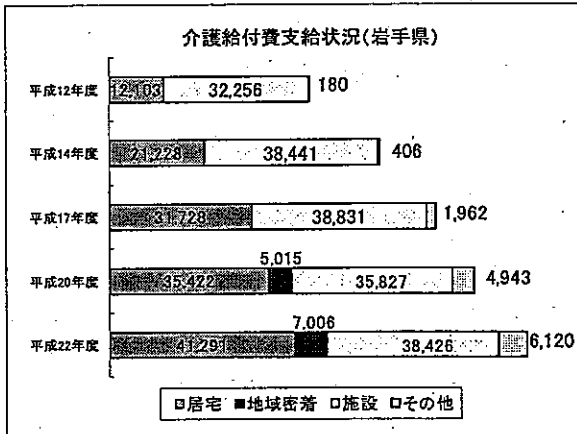
	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度	平成22年度	伸び率	
岩手県	居宅	12,103	21,228	31,728	35,422	41,291	241.2%
	在宅サービス	10,207	17,745	25,512	30,134	34,401	237.0%
	その他サービス	1,896	3,483	6,216	5,288	6,890	263.4%
	地域密着型	-	-	-	5,015	7,006	39.7%
	施設	32,256	38,441	38,831	35,827	38,426	19.1%
	その他	180	406	1,962	4,943	6,120	3300.0%
	計	44,539	60,075	72,521	81,207	92,843	108.5%
全国	居宅	1,095,571	1,968,831	2,937,047	3,022,819	3,546,214	223.7%
	在宅サービス	930,334	1,640,390	2,244,370	2,430,325	2,802,829	201.3%
	その他サービス	165,237	328,441	692,677	592,494	743,385	349.9%
	地域密着型	-	-	-	508,182	624,061	22.8%
	施設	2,133,567	2,657,247	2,721,154	2,543,114	2,670,297	25.2%
	その他	18,172	39,767	144,631	345,877	393,290	2064.3%
	計	3,247,310	4,665,845	5,802,832	6,419,992	7,233,862	122.8%

資料:介護保険事業状況報告(年度版)、平成22年度は速報値

※1 各年度の給付費は、3月から翌年2月サービス分までの合計である。

※2 平成18年度以降は、介護予防サービス給付費を含む。

※3 その他は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料及び特定入所者介護サービス費の合計である。(高額医療合算介護サービス費は平成20年度から、特定入所者介護サービス費は平成17年10月から導入。)



(6) 介護サービス基盤の状況

- 居宅介護サービス事業所数[みなし指定事業所(※2)を除く]については、平成23年4月1日現在1,671事業所となっており、平成12年4月1日現在と比較して、725事業所の増(増加率76.6%)となっています。
- 主なサービスでは、訪問介護が127事業所(増加率85.8%)、通所介護が247事業所(増加率180.3%)、短期入所生活介護が48事業所(増加率59.3%)の増となっています。
- 平成23年4月1日現在の施設の入所定員数は12,517人であり、平成12年4月1日と比較して、2,577人の増(増加率25.9%)となっています。

(単位:事業所数)

	平成12年4月1日	平成18年4月1日	平成23年4月1日	増減	増減率	
居宅介護支援	253	328	362	109	43.1%	
居宅	訪問介護	148	224	275	127	85.8%
	訪問入浴介護	71	71	63	-8	-11.3%
	訪問看護ステーション	45	56	69	24	53.3%
	訪問看護(医療機関)	641	377	337	-304	-47.4%
	訪問リハビリテーション	596	340	309	-287	-48.2%
	居宅療養管理指導	1,541	1,331	1,305	-236	-15.3%
	通所介護	137	264	384	247	180.3%
	通所リハビリテーション	67	78	103	36	53.7%
	短期入所生活介護	81	104	129	48	59.3%
	短期入所療養介護	97	97	83	-14	-14.4%
	特定施設入居者生活介護	0	0	25	25	-
	認知症対応型共同生活介護	8				
	福祉用具貸与	39	85	87	48	123.1%
	特定福祉用具販売	-	75	91	16	21.3%
	計	3,724	3,430	3,622	-102	-2.7%
	みなし指定事業所除き	946	1,388	1,671	584	62.8%
介護予防支援		48	50	2	-	
介護予防	介護予防訪問介護		212	268	56	26.4%
	介護予防訪問入浴介護		68	62	-6	-8.8%
	介護予防訪問看護ステーション		56	67	11	19.6%
	介護予防訪問看護(医療機関)		385	340	-45	-11.7%
	介護予防訪問リハビリテーション		348	314	-34	-9.8%
	介護予防居宅療養管理指導		1,329	1,294	-35	-2.6%
	介護予防通所介護		253	370	117	46.2%
	介護予防通所リハビリテーション		73	101	28	38.4%
	介護予防短期入所生活介護		98	122	24	24.5%
	介護予防短期入所療養介護		94	80	-14	-14.9%
	介護予防特定施設入居者生活介護		0	20	20	-
	介護予防福祉用具貸与		78	87	9	11.5%
	介護予防特定福祉用具販売		75	91	16	21.3%
	計		3,117	3,266	149	4.8%
みなし指定事業所除き		1,055	1,309	190	18.9%	

		平成12年4月1日	平成18年4月1日	平成23年4月1日	増減	増減率
地域密着型	夜間対応型訪問介護		2	1	-1	-50.0%
	認知症対応型通所介護		30	32	2	6.7%
	小規模多機能型居宅介護		2	46	44	2200.0%
	認知症対応型共同生活介護		82	149	67	81.7%
	地域密着型介護老人福祉施設 設入所者生活介護		2	10	8	400.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護		0	2	2	-
	計		118	240	122	103.4%
地域密着型 予防	介護予防認知症対応型通所介護		27	29	2	7.4%
	介護予防小規模多機能型居宅介護		2	39	37	1850.0%
	介護予防認知症対応型共同生活介護		80	141	61	76.3%
	計		109	209	100	91.7%
施設	介護老人福祉施設	78	93	100	22	28.2%
	入所定員(人)	4,606	5,836	6,273	1,667	36.2%
	介護老人保健施設	50	58	62	12	24.0%
	入所定員(人)	4,485	5,258	5,661	1,176	26.2%
	介護療養型医療施設	47	36	23	-24	-51.1%
	入所定員(人)	849	965	583	-266	-31.3%
計	175	187	185	10	5.7%	
入所定員(人)	9,940	12,059	12,517	2,577	25.9%	
合計		3,899	6,961	7,522	3,623	92.9%

※1 増減率は、平成12年4月1日現在又は平成18年4月1日現在の事業所数に対する平成23年4月1日現在の事業所数の増減割合である。

※2 「みなし指定事業所」とは、病院、診療所及び薬局が、保険医療機関、保険薬局等の指定を受けた場合に、介護保険法に基づく指定申請を行わなくても、介護サービスのうち訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導に係る指定事業所とみなされるものである。

※3 みなし指定事業者数が大幅に減少しているのは、平成13年度以降に介護サービスを実施していない病院、診療所及び薬局におけるみなし指定の辞退が多かったためである。

「小規模多機能型居宅介護」とは、通い、訪問、泊まりを組み合わせ、1つの事業所が一体的に提供する介護サービスのこと。

「認知症対応型共同生活介護」とは、認知症グループホームのこと。

「特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法の指定を受けた有料老人ホーム等のこと。

「地域密着型特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法の指定を受けた要介護者の方のみが利用できる有料老人ホーム等で、定員が29人以下のもの。

「介護老人福祉施設」とは、特別養護老人ホームのこと。

「地域密着型介護老人福祉施設」とは、定員29名以下の特別養護老人ホームのこと。

(7) 地域支援事業の状況

- 市町村において、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、各市町村では地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施しています。

〔事業費の状況〕

事業区分	20年度	21年度	22年度
地域支援事業全体	19億円(2.25%)	19億円(2.18%)	20億円(2.08%)
うち、介護予防事業	7億円(0.89%)	7億円(0.84%)	8億円(0.78%)
うち、包括的支援事業+任意事業	12億円(1.36%)	12億円(1.34%)	12億円(1.30%)

※ () は、介護給付費に対する割合

- 平成22年度の介護予防事業（二次予防事業）の対象者は19,602人、参加者は、3,329人です。

項目	20年度	21年度	22年度
① 高齢者人口推計	358,565人	360,653人	345,367人
② 二次予防事業対象者数 (対高齢者人口割合*)	16,419人 (4.58%)	17,168人 (4.76%)	19,602人 (5.68%)
②-2 事業参加者 (高齢者人口に対する割合)	3,208人 (0.89%)	3,326人 (0.92%)	3,329人 (0.96%)
②-3 事業終了者	2,918人	2,907人	3,004人
③ 予防効果(人数) (維持改善の割合*)	1,916人 (15.3%)	2,077人 (20.6%)	1,950人 (20.0%)

※ 平成22年度の数値は、東日本大震災津波の影響により、陸前高田市及び大槌町の数値の把握ができないことから、同市町分を除く。

- 任意事業は、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じて実施でき、それぞれの市町村が独自の問題解決のため事業を実施しています。

〔平成22年度の実施状況〕

(単位：市町村数)

実施市町村数	介護給付費等適正化事業	家族介護支援事業		
	給付費通知	家族介護支援	認知症支援	家族介護継続支援
	8	17	6	28

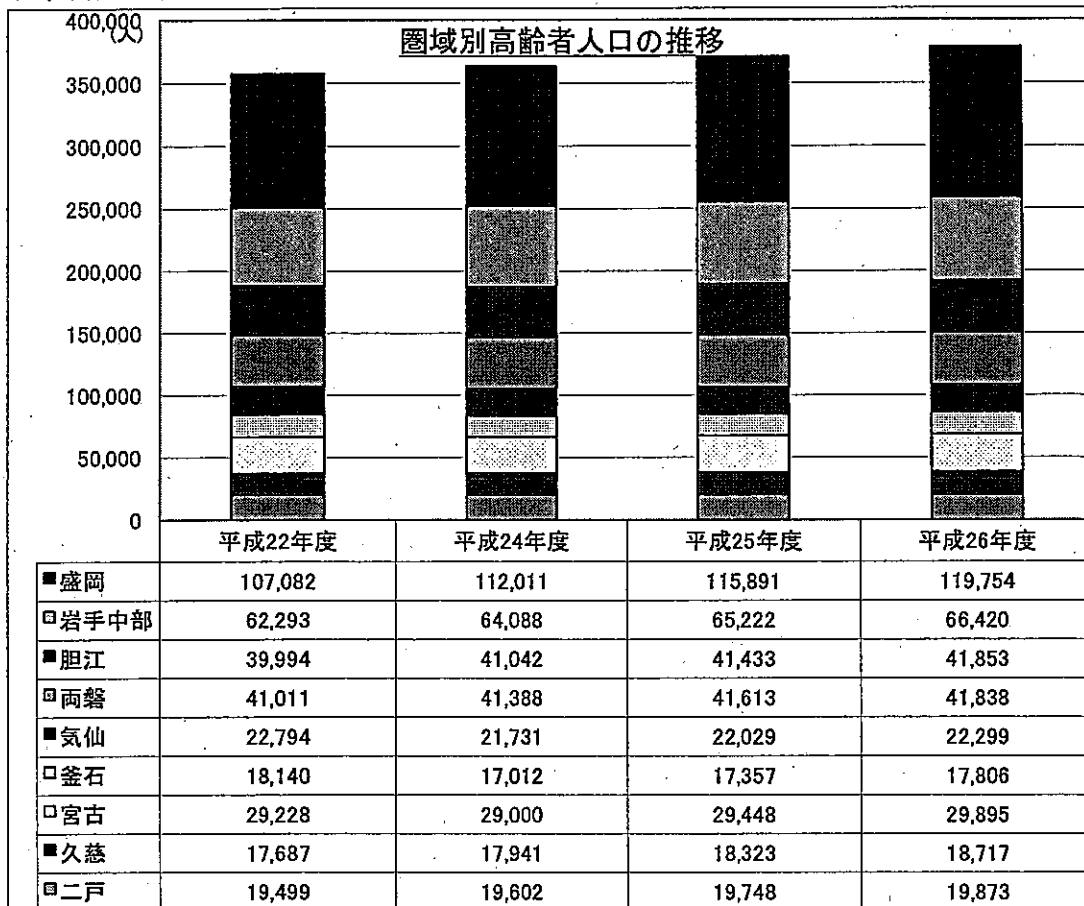
実施市町村数	その他			
	成年後見	福祉用具 住宅改修	自立生活 支援	その他
	12	11	27	9

6 介護等を要する高齢者等の現状と将来推計

(1) 計画期間中の高齢者人口等の推計

高齢者人口の推計

- 計画期間中の第1号被保険者の人口は、市町村ごとにコーホート要因法等により推計し、これを各圏域毎に集計しています。平成22年度には358千人でしたが、平成25年度には371千人、平成26年度には378千人になると見込まれます。



- 計画期間中の被保険者数は、市町村ごとに推計人口をもとに住所地特例等を加味して算出し、これを圏域ごとに集計しています。

(単位:人)

	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	357,728	363,815	371,064	378,455
第2号被保険者	461,397	451,230	445,685	439,553

資料:平成22年度は「介護保険事業状況報告月報(平成23年3月)」及び市町村実績報告値、平成24年度以降は市町村推計値

※「住所地特例」とは、特別養護老人ホーム等へ入所した場合、住所を施設所在地に移転しても入所前の住所地が保険者となる取扱いのこと。

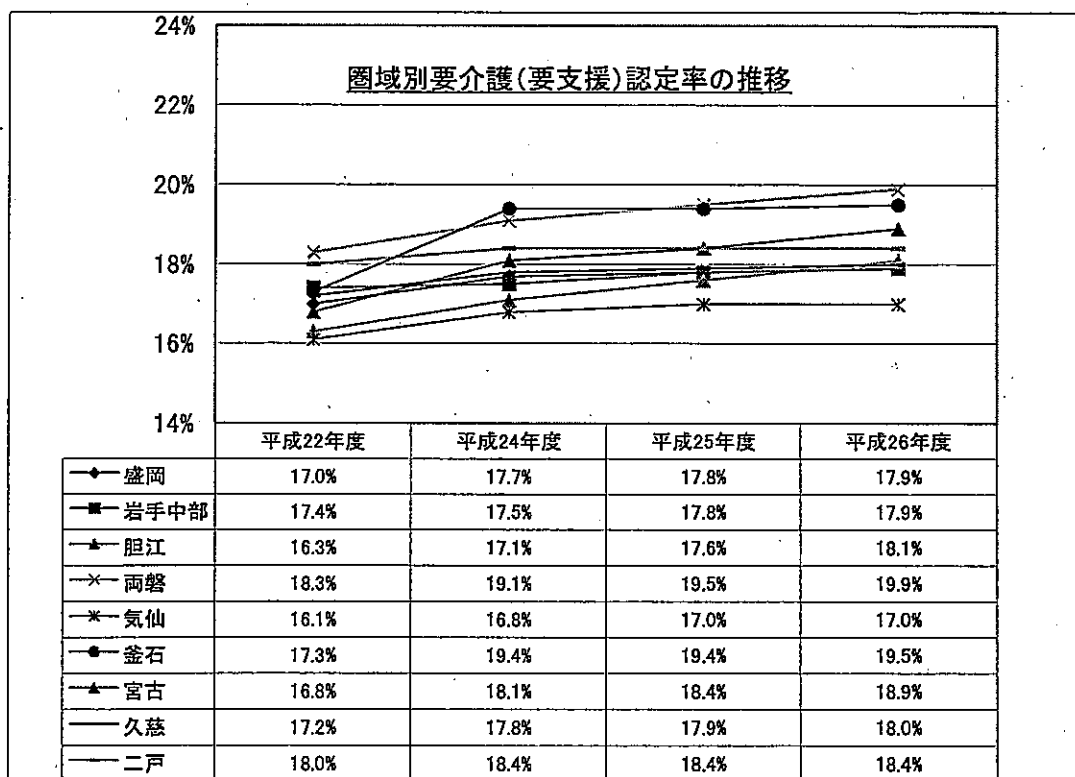
要介護(要支援)認定者数の推計

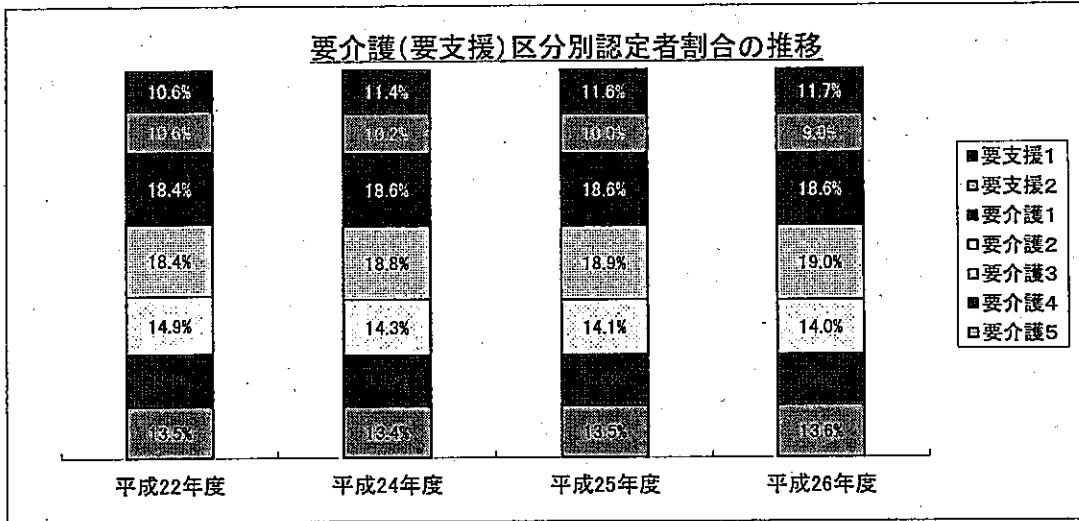
計画期間中の要介護(要支援)認定者数は、市町村ごとに高齢者人口や認定率、さらには介護予防の効果をもとに推計し、これを圏域ごとに集計しています。平成19年度には59千人でしたが、平成23年度には67千人になると見込まれます。

(単位:人)

区分	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	7,062	7,678	8,038	8,384
要支援2	6,684	6,860	6,980	7,068
要介護1	11,929	12,494	12,889	13,273
要介護2	11,876	12,653	13,096	13,556
要介護3	9,214	9,605	9,822	10,035
要介護4	8,519	8,980	9,216	9,473
要介護5	8,579	9,045	9,395	9,751
累計	63,863	67,315	69,436	71,540
(うち第1号被保険者)	(61,780)	(65,095)	(67,151)	(69,186)
第1号被保険者数に占める認定者数割合	17.3%	17.9%	18.1%	18.3%

資料:平成22年度は「介護保険事業状況報告(平成23年3月)」、平成24年度以降は、市町村推計値





認知症高齢者数の推計

平成26年度は、日常生活で何らかの見守り・支援や介護が必要な認知症高齢者は約41,800人と推計されます。

(単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
見守り・支援・介護等が必要な認知症高齢者	37,900	39,200	40,500	41,800

資料:平成23年度は「認知症高齢者の日常生活自立度調査」(長寿社会課調査)による

※ 平成24年度以降は、要介護(要支援)高齢者数を基に、平成23年度の要介護(要支援)高齢者に占める見守り等が必要な認知症高齢者の割合に準じて推計したものである。

(2) 施設・居住系サービスを利用する要介護高齢者

施設・居住系サービス必要者数の推計

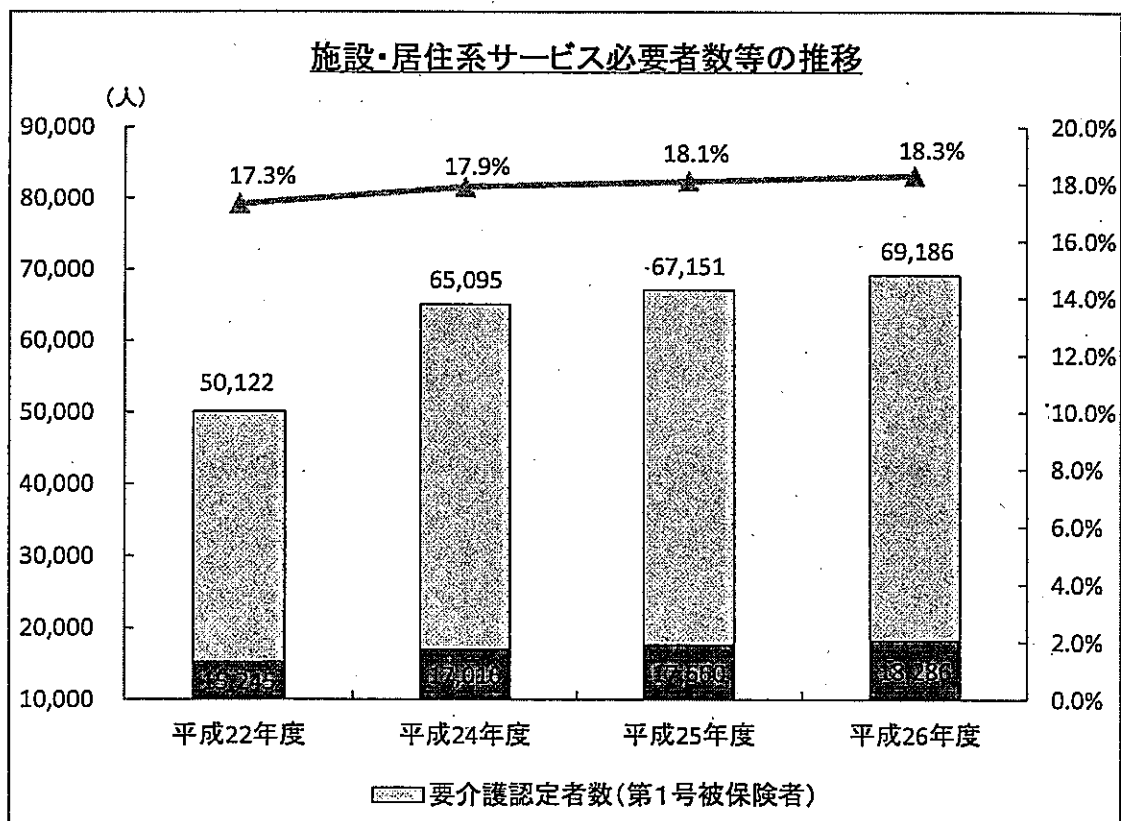
- 平成22年度の介護保険施設・居住系サービス利用者は、年間平均で15,245人となっています。
- 平成24年度の施設・居住系サービス利用者数は17,016人、平成26年度には18,286人と増加が見込まれています。

(単位:人)

区分	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護認定者数 (第1号被保険者)	50,122	65,095	67,151	69,186
施設・居住系サービス 利用見込み数	15,245	17,016	17,660	18,286
要介護認定率 (第1号被保険者)	17.3%	17.9%	18.1%	18.3%

資料:平成22年度は市町村実績報告、平成24年度以降は市町村推計

※ 居住系サービスには、認知症対応型共同生活介護、介護専用型の特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護があります。



第1 高齢者の生きがいがづくりと社会参加の推進

高齢者の生きがいがづくりや健康づくり活動に加え、高齢者がこれまで培った豊かな経験や知識・技能を生かしたボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動への参加を総合的に推進します。

1 生きがいがづくりと健康づくりの推進

- ① いつまでも健康で生きがいを持ちながら生活できるよう、文化・スポーツ活動を通じた健康づくりや生きがいがづくりを支援します。
- ② 長年培ってきた知識や技能、経験を生かし、多様な地域活動の参画を促進するため、老人クラブや高齢者の地域づくり団体への活動支援や相談体制を充実します。

(1) 文化・スポーツ活動

【現状と課題】

- 高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康及び福祉に関する総合的な祭典として毎年度開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に、本県からも多くの選手を派遣しています。
- 高齢者が様々な文化・スポーツ活動や交流を通じ、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるようにするため、昭和63年度の「第1回全国健康福祉祭（ねんりんピック）兵庫大会」の開催を契機に、本県においても、同年度から「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」を開催しています。
- 平成23年度に実施した「高齢者の社会参加活動のあり方及び参加促進に向けた取組みに係る調査研究」によれば、約4割の高齢者が健康・スポーツの団体に今後参加してみたいと答えています。高齢者が生涯を通じて、健康で文化・スポーツ活動に取り組むことができるよう、「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」への参加の促進など、一層の取組を推進していく必要があります。
- 沿岸被災地域においては、新たなコミュニティでの高齢者の生きがいがづくり、健康づくりに取り組む必要があります。

〔全国健康福祉祭への参加状況〕

(単位：人)

区分	平成21年度 (第22回)	平成22年度 (第23回)	平成23年度 (第24回)
開催地	北海道	石川県	熊本県
派遣選手数	132	161	130

【長寿社会健康と福祉のまつり開催状況】

(単位：種目、人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
開催種目数	17	17	14
参加者数	4,326	4,612	2,170(※)

※平成 23 年度の「いきいきシルバースポーツ大会」は、東日本大震災津波の影響により開催されなかったもの。

【今後の取組】

- いきいきシルバースポーツ大会やシルバー作品展等の「岩手県長寿社会健康と福祉のまつり」の開催を支援します。
- 「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」への選手派遣を支援します。
- 沿岸被災地域における仮設住宅団地内のサポート拠点や集会場を利用した交流会や運動教室等の開催による新たなコミュニティにおける地域交流を支援します。

(2) 老人クラブ活動

【現状と課題】

- 老人クラブでは、生きがいつくりや健康づくりの活動に加え、児童の安全見守り活動や高齢者の安否確認・サロン活動などの友愛活動を通じ、地域づくりを実践しています。
- 市町村老人クラブ連合会では、当該地域内の老人クラブ相互の連携と活動の活性化、リーダー養成などの支援に加え、市町村全域で展開する健康づくり(介護予防等)事業などを実施しています。
- 岩手県老人クラブ連合会では、市町村老人クラブ連合会の活動支援や各種研修事業などを実施しています。
- 老人クラブ数、会員数ともに全国と同様減少傾向で推移しています。また、東日本大震災津波の影響により、活動の低下が懸念されています。

【老人クラブ・会員数の状況】

(単位：団体、人、%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
老人クラブ数	2,223	2,193	2,134	2,065
会員数	106,982	103,829	99,258	93,510
加入率	24.8	23.4	22.2	20.7

(平成 19 年度～平成 21 年度は福祉行政報告例。平成 22 年度は震災により福祉行政報告例を実施できなかったため、県長寿社会課が独自調査を実施。なお、加入率は岩手県老人クラブ連合会調査。)

【老人クラブ活動の状況】

(単位：回)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
生きがいつくり	21,043	22,969	20,756	24,672
健康づくり	45,690	44,371	43,590	34,001
地域づくり	24,415	24,287	22,452	19,104

〔財団法人岩手県老人クラブ連合会の活動状況（参加者数）〕

（単位：人）

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
リーダー研修	1 2 4	7 5	7 6	8 1
友愛活動研修	1 2 9	1 2 0	1 2 0	1 3 9
市町村ブロック別研修	2 2 1	2 3 4	3 4 4	2 4 9

※H18 から市町村ブロック別研修において認知症サポーター養成講座を併せて実施。

【今後の取組】

- 県内最大の高齢者組織の老人クラブが行う多様な地域活動や認知症予防活動等を支援します。

2 社会参加活動の促進

高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加と活動の活発化を普及促進するため、各種情報提供などを支援します。

(1) 社会貢献活動への支援

【現状と課題】

- 本県の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、その役割はさらに大きくなっていることから、高齢者が様々な社会活動に参加するとともに、健康な高齢者については、地域づくりの担い手としても活躍することが期待されており、高齢者の自主的な活動の立ち上げや発展に各種の支援を行っていくことが必要です。
- 退職後、社会活動に参加する人の割合が高くなっていますが、一方で活動に関する情報や活動の場等がないため、社会活動に参加していない高齢者がいることから、活動の場や成果の活用を図る機会の提供など、これまで活動に参加していない高齢者の参加を促すための仕組みづくりが必要です。
- いわて県民情報交流センター「アイーナ」の高齢者活動交流プラザ内に設置している高齢者社会貢献活動サポートセンターにおいて、情報誌の発行、地域相談会の開催、活動や団体運営のノウハウの提供などを通じ、高齢者団体が自主的に行う社会貢献活動を支援しています。
- (財)岩手県長寿社会振興財団では、高齢者の社会参加活動をはじめ、長寿社会への対応に関連した様々な活動に助成を行っています。
- シルバー人材センターは、平成23年度現在、26市町村に設置され、高齢者に就業の機会を提供するとともに、ボランティア活動などの社会貢献活動を行っています。

〔高齢者社会貢献活動サポートセンターの活動状況〕

（単位：人、回）

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数	2, 1 3 4	2, 2 1 4	2, 6 0 8
地域相談会開催回数	3 0	1 0	1 0

【いわて保健福祉基金助成金の状況】

(単位：団体、千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
助成団体数	101	96	88
助成額	66,157	57,620	44,586

【今後の取組】

- 高齢者社会貢献活動サポートセンターに相談支援員を配置し、高齢者の自主的な社会貢献活動への相談対応や取組事例の紹介、研修を実施します。
- (財)岩手県長寿社会振興財団による助成（ご近所支え合い助成金）の活用を促進します。
- (財)岩手県長寿社会振興財団や高齢者社会貢献活動サポートセンターのホームページへの掲載や情報誌発行による各種情報提供を行います。

3 施策体系

基本的な施策の方向	主要事業
-----------	------

1 生きがいつくりと健康づくりの推進

(1) 文化・スポーツ活動



ア 明るい長寿社会づくり推進事業

- ・長寿社会健康と福祉のまつりの開催
(シルバー作品展等、県民長寿体育祭)
- ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加

(2) 老人クラブ活動



ア 高齢者社会参加活動促進事業
(健康づくり、介護予防、地域支え合い事業)

- ・老人クラブへの助成(中核市は除く)
- ・市町村老人クラブ連合会への助成
- ・(財)岩手県老人クラブ連合会への助成

2 社会参加活動の促進

(1) 社会貢献活動への支援



ア 明るい長寿社会づくり推進事業

- ・高齢者活動交流プラザ(高齢者社会貢献活動サポートセンター)の運営
(相談、情報発信、団体への活動支援)

イ (財)岩手県長寿社会振興財団が運営する助成金事業の活用

【沿岸被災地域での取組】

ア 被災地高齢者健康生活支援事業

- ・介護予防教室の開催等を通じた、被災地の仮設住宅入居高齢者の介護予防・生活機能低下防止
- ・健康づくり、介護予防情報を掲載したいきいき健康生活手帳の作成・配布

イ 被災地高齢者友愛支え合い事業

- ・仮設住宅等の高齢者を対象に、老人クラブが定期訪問を行い、孤立化と閉じこもりを防止

ウ 被災地高齢者ふれあい交流促進事業

- ・仮設住宅等の高齢者等を対象とした運動教室を開催し、生活不活発病の防止
- ・仮設住宅や在宅避難している高齢者等が集う交流会活動等による新しいコミュニティでの生きがいつくり

第2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中であって、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう高齢者の多様な福祉ニーズに応えることができる地域づくりを推進します。

1 情報提供・相談機能の充実

高齢者の生活や介護に関する情報提供や様々な相談に総合的に対応できる体制の充実を図ります。

【現状及び課題】

○ 市町村・地域包括支援センター

地域包括支援センターは、設置運営主体である市町村の責任の下で、地域包括ケアシステムの中核機関として、「総合相談支援・高齢者権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント」、「介護予防ケアマネジメント」への対応、情報提供等を行い、ひとり暮らしの高齢者などが、いつでも必要なときに、きめ細かな相談・支援サービスが受けられるよう、多様な相談に対応しています。

実績のある在宅介護支援センター等では、総合相談業務の一部である実態把握や初期相談をランチとして実施しています。

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が配置され、その専門知識や技能を生かしながら住民からの相談等に当たる必要がありますが、県内では、必要な職種と人員の確保が困難な地域包括支援センターもあります。

○ 県高齢者総合支援センター

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職を配置し、高齢者に関する相談に広く対応するとともに、相談・権利擁護、ケアマネジメント業務等への専門的支援と相談・研修等を実施しています。

高齢者総合支援センターは、地域包括支援センターがその役割を十分発揮できるよう、職員の専門知識の取得・資質の向上や、地域包括支援センターの円滑な業務運営と体制整備、地域包括ケア推進のための取組を支援するなど、一層の充実を図ることが求められています。

〔県高齢者総合支援センターの事業実績〕

事業区分		平成 21 年度	平成 22 年度
総合相談	一般相談（生きがい、家族関係等）	949 件	878 件
	専門相談（法律、医療、認知症等）	143 件	138 件
地域包括ケア相談	地域包括支援センターへの支援	91 件	97 件
	高齢者の権利擁護	18 件	21 件
研修会の開催	県民向け研修	47 回 1,715 人	52 回 1,817 人
	地域包括支援センター等支援研修	43 回 1,801 人	34 回 1,271 人
	福祉用具・住宅改修に係る研修	7 回 (296 人)	6 回 (261 人)
	高齢者の権利擁護に係る研修	8 回 (393 人)	11 回 (328 人)
セミナーの開催	地域包括ケア、権利擁護等に関するセミナー	3 回 (612 人)	3 回 (805 人)

※ 平成 20 年度まで実施してきた「高齢者総合相談センター」、「介護実習・普及センター」、「地域介護実習・普及センター」及び「高齢者権利擁護センター」の事業を整理・統合し、専門機能を強化した総合支援センターに一本化したもの。

【今後の取組】

- 高齢者総合支援センターにおける一般相談・専門相談への対応や各種研修等を通じた情報提供等による総合的な支援体制の充実を図り、地域包括支援センターの機能が最大限に発揮できるよう支援します。
- 震災による被害が甚大な沿岸部の地域包括支援センターを中心として、高齢者からの相談対応、要援護高齢者及び要介護者のケア支援等を行い、地域包括支援センターの業務を支援します。

2 介護家族への支援

在宅において高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護教室や家族交流会の開催、相談体制の充実等を支援します。

【現状及び課題】

- 高齢者を介護している家族の負担軽減を図るため、多様なニーズや市町村の実情に応じ、家族介護教室の開催、介護用品の支給、家族介護者交流事業等を実施しています。
- 介護サービス利用者のサービスへの不満・不安を解消し、苦情に至る事態を未然に防止する介護相談員派遣等事業を実施しています。

【地域支援事業における任意事業の状況】

(単位：市町村数)

事業区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	
家族介護支援事業	家族介護教室	19	21	20	
	認知症支援(普及啓発、見守事業)	8	9	8	
	家族介護継続支援事業	慰労金	21	23	22
		交流会	11	11	9
用品支給		24	28	21	
その他事業	地域自立生活支援事業	介護相談員	4	5	5

【今後の取組】

- 地域支援事業の介護相談員派遣等事業の実施等による家族介護の負担軽減を図ります。
- 高齢者総合支援センターにおける家族向けの各種介護講座や、福祉用具・住宅改修等に関する研修会の開催などを支援します。

3 見守り等の支え合い活動の促進

社会福祉協議会、老人クラブ、町内会・自治会による見守り等の「地域福祉活動」やNPO、ボランティア団体等による食事・家事援助等の「生活支援サービス」などの支え合い活動を促進します。

【現状と課題】

- 老人クラブでは、ひとり暮らし高齢者等を対象に定期的な訪問による見守りやサロン活動などを行う「友愛活動」が行われています。高齢化が進む中、高齢者自身が自らが暮らす地域での見守りや生活支援などの支え合い活動において、支える側として活動に参加することが期待されています。
- 一方、老人クラブ会員数は減少傾向にあることから、市町村や地域住民、NPO・ボランティアが一体となって、こうした活動を支えていくことが求められています。
- 市町村社会福祉協議会による「見守り活動（小地域ネットワーク活動）」は、19社会福祉協議会で実施されており、高齢者を対象とした見守り活動を行うネットワーク数は4,081となっています。
また、要介護者（高齢者を含む。）の見守りの担い手は、13,295人（平成22年5月時点）にのぼっています。

〔市町村社会福祉協議会の見守り活動（小地域ネットワーク活動）の状況〕

	一人暮らし高齢者	高齢者夫婦	要介護高齢者	計
見守りネットワーク数	3,673	287	121	4,081
対象者数（人）	4,020	305	121	4,446

※ 資料：岩手県社会福祉協議会「平成22年度市町村社会福祉協議会福祉サービス等実施状況調査」

- 高齢者が気軽に集い交流し、生きがいくつくりと介護予防などが期待される「サロン活動」が、町内会・自治会活動や公民館活動と一体となって、地域住民の協力と創意工夫により27市町村（1,561か所）で実施されています。（前掲「岩手県社会福祉協議会調査」）
- 高齢者への食事サービスや移送、軽作業（清掃、草取りなど）、買い物などの生活支援サービス（有償を含む）は、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、協同組合、住民互助型団体、民間事業者などにより、各市町村で多様に実施されています。
- 介護保険制度等による公的サービスに加え、地域の支え合いに基づく住民やNPO、ボランティア団体等による地域福祉活動や生活支援サービスを拡充していく必要があります。
- 地域における見守りについては、ICTを活用した高齢者安否確認見守りシステム（いわて“おげんき”みまもりシステム）による安否確認や見守り活動が25市町村（平成23年度）で実施されています。
- 東日本大震災津波の際には、近所の方々同士による安否確認が行われ、高齢者自身も町内会や自治会における震災対応の活動に参加するなど、住民同士の助け合い・支え合いの取組が行われました。

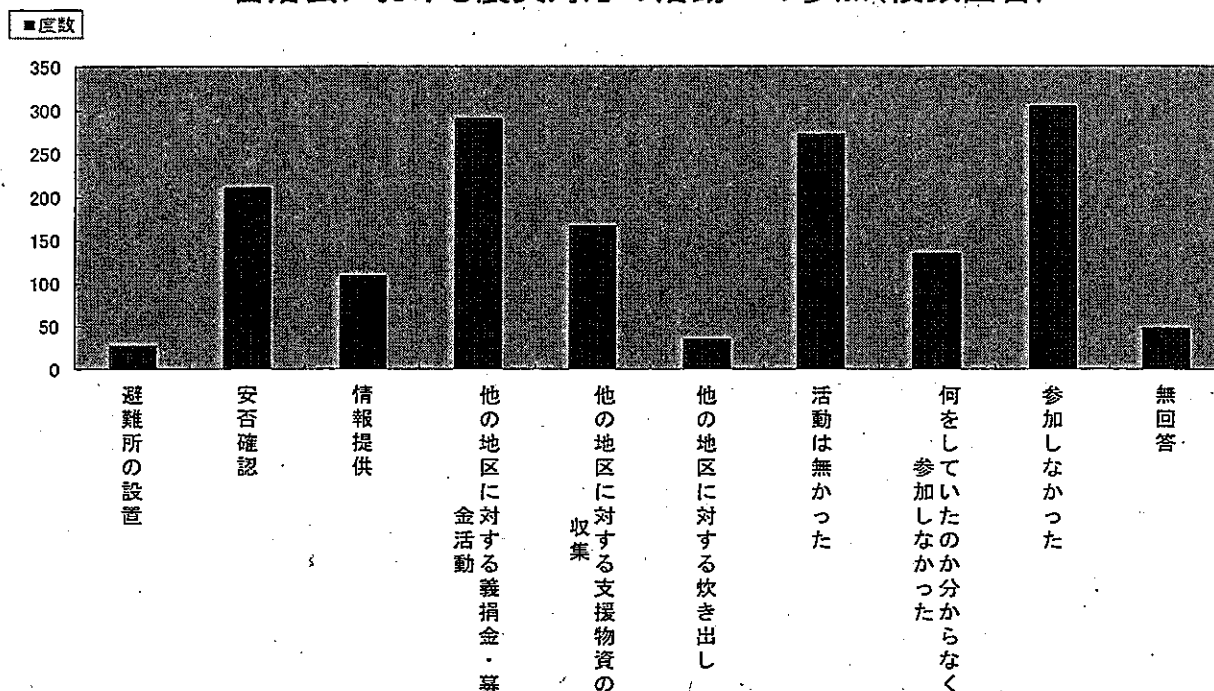
災害時に備えて、日頃からお互いの顔の見える関係を構築することや、支え合いの意識づけをしておくことが大切です。

〔東日本大震災津波発生後の3月11日における近所の安否確認の状況〕

項目	割合	項目	割合
安否確認を行った	62.5%	近所から安否確認をされた	53.3%
安否確認を行わなかった	35.0%	安否確認をされなかった	43.8%

資料：岩手県・岩手県立大学・財団法人岩手県長寿社会振興財団「高齢者の社会参加活動のあり方及び参加促進に向けた取組に係る調査研究」(H23年)

自治会における震災対応の活動への参加(複数回答)



資料：岩手県・岩手県立大学・財団法人岩手県長寿社会振興財団「高齢者の社会参加活動のあり方及び参加促進に向けた取組に係る調査研究」(H23年)

- 応急仮設住宅や在宅のひとり暮らし高齢者などを対象に、民生委員や生活支援相談員による巡回訪問などにより安否確認や見守り活動が実施されています。

生活支援相談員の配置状況(平成23年12月1日現在) 186人

- 沿岸被災地域では、老人クラブをはじめNPO、ボランティア団体等と連携しながら、応急仮設住宅や、民間賃貸住宅等の「みなし仮設住宅」に入居している高齢者の孤立化・閉じこもりの防止や生活支援など、地域の支え合い体制づくりに取り組む必要があります。

【今後の取組】

- 社会福祉協議会、民生委員協議会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体等の活動交流や優良事例紹介などを積極的に実施し、活動を促進するとともに、関係団体間の連携をより一層深め、安否確認、交通安全運動、友愛活動などの見守り活動を支援します。

- 高齢者への食事サービスや移送、軽作業（清掃、草取り等）、買い物などの生活支援サービスについての優良活動の事例紹介や情報提供を行い、市町村の地域支援事業を活用した生活支援サービスを促進します。
- 沿岸被災地域における仮設住宅入居等高齢者の孤立化・閉じこもりを防止するため、老人クラブによる訪問活動を実施し、ボランティア・ポイント制の導入により活動の促進を図ります。
- 沿岸被災地域における仮設住宅等での地域支え合い活動が円滑に行われるよう、サポートセンターの運営支援、研修の充実による生活支援相談員の養成や、市町村が行うNPOやボランティアに対する活動促進の取組を支援します。

4 老人福祉施設等の整備

ひとり暮らし高齢者等の生活の不安解消等に対応するため、ケアハウスや生活支援ハウス等の整備を支援します。

【現状と課題】

- 環境上の理由、経済的理由により居宅において養護が受けることができない高齢者が入所する養護老人ホームやひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の生活の不安解消のため、軽費老人ホーム（ケアハウス）や高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）等の各種生活支援施設の整備が必要です。

〔老人福祉施設等数〕

（単位：箇所）

区分	H20	H21	H22
養護老人ホーム	17	17	17
軽費老人ホームA型	1	1	1
軽費老人ホームB型	1	1	1
ケアハウス	18	18	19
生活支援ハウス	17	18	18
老人福祉センター	48	49	46

【今後の取組】

- 高齢者の多様な住まいとしての経済的な負担が軽いケアハウスの整備を促進するとともに、デイサービスセンターに併設した介護支援機能、居住機能、交流機能を備えた高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）等の各種老人福祉施設等の整備を支援します。
- 各種老人福祉施設等が入所者等のニーズに対応した質の高いサービスを提供できるよう職員の処遇技術の向上や居宅サービス事業者等との密接な連携を促進するとともに、地域の福祉サービス提供拠点としてふさわしい機能の充実を支援します。

〔高齢者の福祉サービス基盤（見込）〕

（単位：箇所、人）

区分	H23	H24	H25	H26
養護老人ホーム	17 (967)	17 (967)	17 (967)	17 (967)
ケアハウス	22 (893)	22 (893)	23 (923)	23 (923)

※（ ）は入所定員

5 多様で安心できる住まいの確保

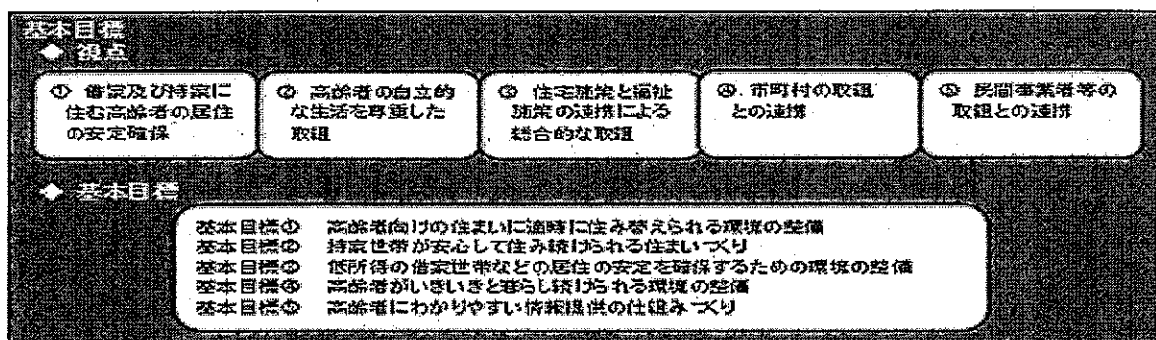
サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の状態に応じた住まいと介護サービス等が一体的に提供される新しい生活空間づくりの普及を図るとともに、高齢者が安心して自宅で自立した生活ができるよう住宅のバリアフリー化を推進し、高齢者の住まいの安心を確保します。

(1) いわて高齢者住まいあんしんプランによる「住まい」の安心確保

【現状と課題】

- 高齢者が自立し、安心して暮らし続けることができる社会の構築に向けて、住宅施策と福祉施策が一体となった高齢者の住まいの安心確保のための取組を進めるため、平成 21 年に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）が改正されました。
- 改正により、都道府県は、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定することとされ、本県においては、平成 24 年度に「いわて高齢者住まいあんしんプラン（仮称）」（岩手県高齢者居住安定確保計画）が策定される予定です。

「いわて高齢者住まいあんしんプラン（仮称）」（案）概要



目標達成のための施策	
1	サービス付き民間施設・賃貸住宅及び公的介護施設等の供給の促進 ① サービス付きの民間施設・賃貸住宅の供給の促進 ② 公的介護施設等の供給の促進
2	公共賃貸住宅における高齢者の居住の安定の促進 ① サービスを受けられる公共賃貸住宅の供給の促進 ② 公営住宅における優先入居・住み替え等の促進 ③ 安心して公営住宅に住み続けられる環境の整備
3	住宅のバリアフリー化の推進 ① 民間住宅のバリアフリー化の推進 ② 公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進
4	高齢者が住みやすい居住環境の整備 ① 高齢者が安心して住み続けられる地域の形成 ② 高齢者の安心に関するサポートの充実 ③ 高齢者居住生活支援体制の確保
5	高齢者の居住の安定に配慮した住居等の提供等の促進 ① あんしん賃貸住宅支援事業の活用促進 ② 高齢者の資産等を活用した住み替え等の促進 ③ 高齢者への相談・情報提供体制の整備
6	住宅と福祉の連携体制の強化 ① 行政等における住宅と福祉の連携強化 ② 公営住宅における取組

【今後の取組】

- 住宅担当部等との連携による「いわて高齢者住まいあんしんプラン（仮称）」に基づく高齢者の住まいの総合的な対策の推進を図ります。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の普及・有料老人ホームへの指導

ア サービス付き高齢者向け住宅の普及

【現状と課題】

- 平成 23 年度の高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴い、これまでの高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅等が廃止され、新たにサービス付き高齢者向け住宅制度が創設されました。

(サービス付き高齢者向け住宅とは、状況把握・生活相談その他のサービスを提供する高齢者を入居対象とした住宅であり、県、中核市及び権限移譲を受けた一部市町が登録や事業者への指導・監督を行います。)

【今後の取組】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが可能となるサービス付き高齢者向け住宅に適切な介護サービスを組み合わせる仕組みを普及します。
- 住宅担当部と積極的に連携のうえ、高齢者向け住宅の供給支援や適切な運営の確保を図り、高齢者等の居住の安全確保に努めます。

〔いわて高齢者住まいあんしんプラン（仮称）（案）における目標数〕

サービス付き高齢者向け住宅	H24～26 年度の供給目標戸数
	900 戸

イ 有料老人ホームへの指導

【現状と課題】

- 自宅と施設の中間的位置づけの施設として、設置数及び定員数共に年々増加していることから、利用者にとって安心して入居できる質の確保、向上が求められています。
- 平成 23 年度の高齢者福祉法の改正により、全国的にトラブルが多い契約解除や権利金等に関する利用者保護規定が設けられました。

〔有料老人ホームの設置状況（累計）〕

（単位：箇所、人）

	H20	H21	H22	H23(7月現在)
設置数	68	77	88	91
定員数	1,151	1,357	1,562	1,679

【今後の取組】

- 届出等の徹底を図り、利用者が安心して入居できるよう情報の提供に努めるとともに、施設に対する指導・助言により質の高い有料老人ホームの設置を支援します。

(3) 高齢者にやさしい住まいづくり

【現状及び課題】

- 介護が必要な高齢者などが、自宅で自立した生活ができるよう段差の解消や手すりの設置、浴槽・トイレ等を改修する場合、介護保険給付に加え、住宅改修に必要な経費を市町村とともに助成しています。

〔高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業の助成状況〕 (単位：件、千円)

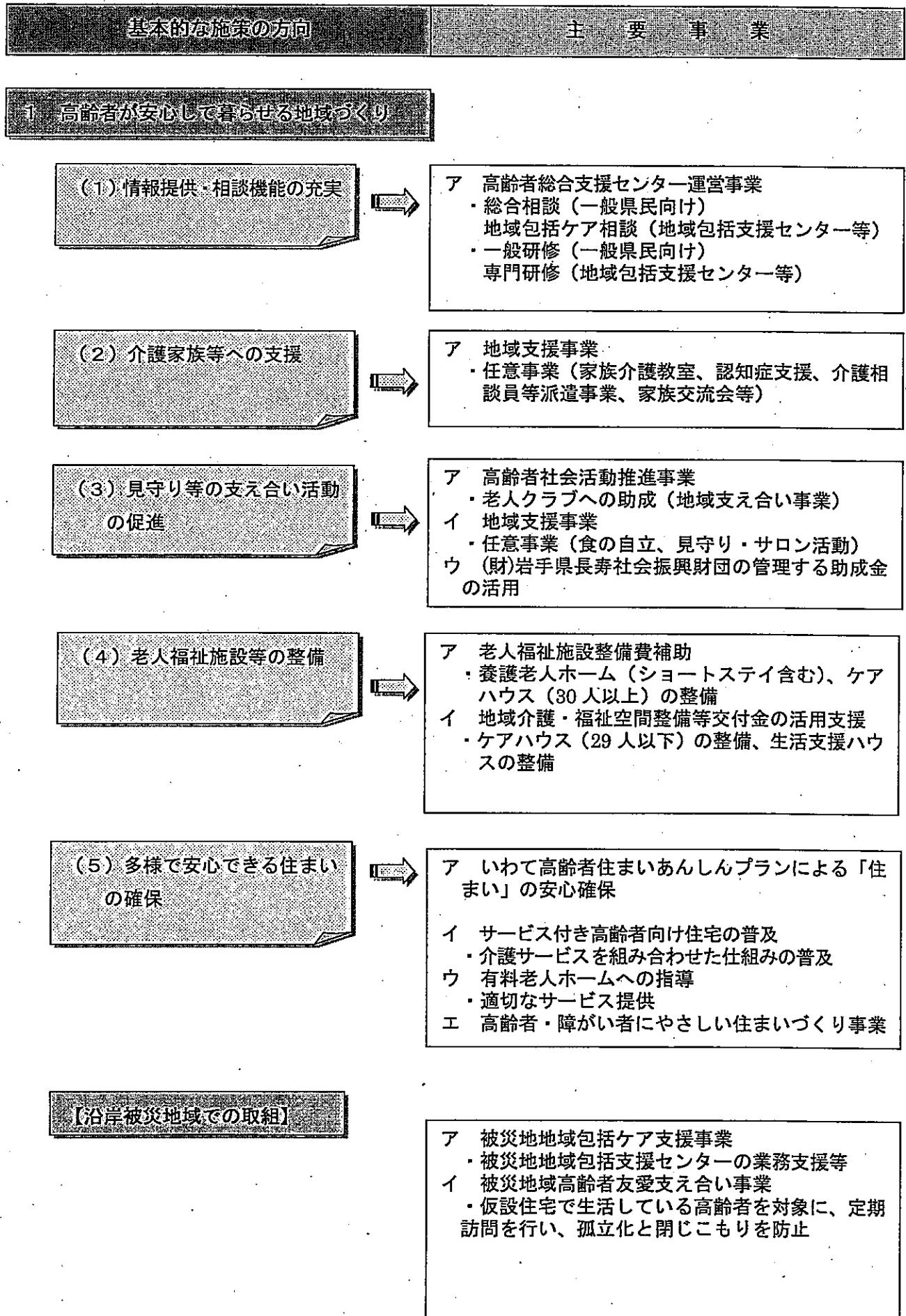
	H19	H20	H21	H22
補助件数	275	271	254	265
補助金額	61,093	59,925	54,576	60,100

【今後の取組】

- 高齢者等が自宅で自立した生活を継続できるよう高齢者等の身体状況などに適合した住宅改修を市町村や住宅部局等と連携しながら支援します。

また、高齢者総合支援センターでは、高齢者からの住宅改修に関する相談について、住宅改修関係専門家から適切な助言が受けられるよう相談事業を実施します。

6 施策体系



第3 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターを中核として、医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される、新たな視点での地域包括ケアシステムの実現に向けた中長期的な取組を進めます。

【現状と課題】

- 地域における介護ニーズに加え、多様な医療ニーズに対応し、地域の限られた医療資源の効率性を高めるため、医療サービスの補完的役割を担う医療系介護サービス（訪問看護、訪問リハ、通所リハビリテーション等）の充実を図る必要があります。
- 従事者の負担増大、事業採算性の低さ等の理由から、実施事業者の参入が進みにくい地域特性に鑑み、サービス供給体制の整備や高齢者等の生活を支援するインフォーマルサービスの促進を図っていく必要があります。
- 職種間及び施設間等の連携強化による切れ目のない適切な医療・介護サービスの提供を図っていく必要があります。
- 沿岸被災地域では、新しいまちづくり等を考慮に入れた地域密着型サービスの計画的な配置など、総合的なサービス提供体制の整備を推進する必要があります。

【今後の取組】

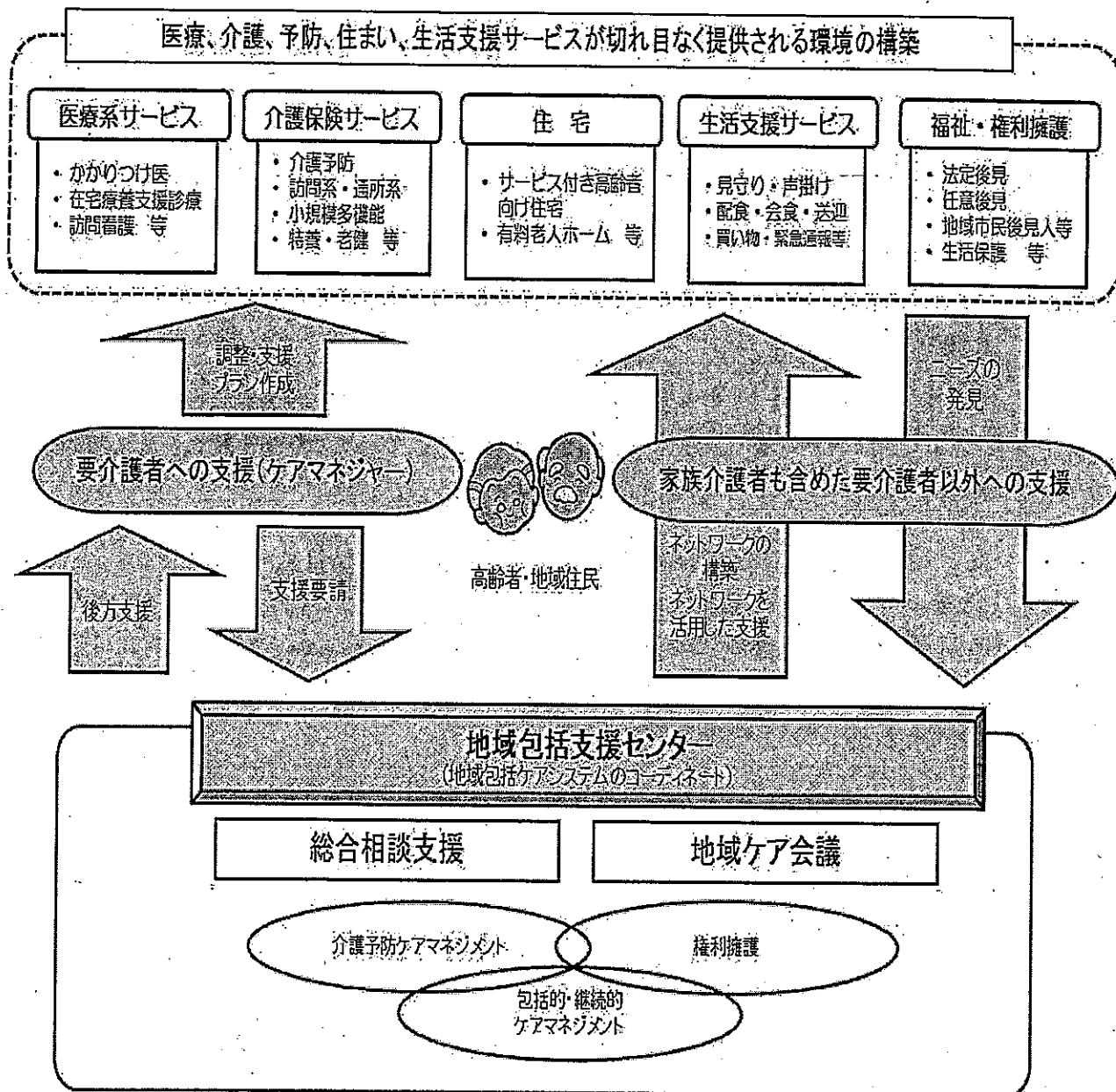
在宅を基本とした生活の継続を目指す新たな視点での地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

【中長期的な取組】

- 「地域包括ケアシステム」に係る先進事例の調査やワーキング等を開催し、まちづくりと連動した、新たな視点（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス）での仕組みづくりを検討します。
- 医療機関の負担軽減や高齢者等の安全・安心な地域生活等に寄与する生活支援サービス（インフォーマルサービス）の創出を支援します。
- 在宅高齢者等の状態や医療ニーズに対応した訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等のサービス供給体制の構築を検討します。
- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する複合型サービスの創出の検討など、医療と介護の連携の強化を図ります。
- 沿岸被災地域において、小規模特養、認知症グループホーム等の入所施設と併設して、訪問介護、通所介護、短期入所等の居宅サービス施設を整備するなど、介護基盤復興まちづくり整備事業等を活用し、地域包括ケア体制の再構築を図ります。
- 沿岸被災地域における土地の有効活用、効率的効果的な包括的サービス提供の観点から、医療提供施設、社会福祉施設等の統合整備を検討します。

- 沿岸被災地域における高台への医療提供施設や福祉施設等の合築などの効率的・効果的な施設整備の検討と、津波被害に遭わない郊外型の大規模施設入所施設等から小規模施設への計画的な転換・分散の整備を検討します。

【国の新たな地域包括ケアシステムのイメージ】



※ 「地域包括ケアシステム」：5つの視点（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス）での取組が包括的（利用者のニーズに応じた適切な組合せによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供）に提供できるような地域での体制

【参考】岩手県復興に向けた医療分野専門家会議における地域包括ケアの推進に向けた取組

1 会議の趣旨

東日本大震災津波からの復興に向けた計画*の策定に当たり、県内の医療関係者及び県外の医療専門家から、医療分野における復興に向けた取組等についての意見・提言を伺い、その協議結果を本県の復興に関する事項を調査審議する「岩手県東日本大震災津波復興委員会」における議論に反映させるため、平成23年5月11日に県保健福祉部が設置

※ 『岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画』及び『岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画（第1期）』

2 会議の内容

専門家会議は、平成23年5月から9月までに4回開催され、復興基本計画の取組の項目立てや復興実施計画の緊急・短期的な取組内容等についての議論を重ね、その結果を復興計画に反映

また、仮設診療所等により被災地の医療提供体制を確保しながら、市町村のまちづくりと連動し、二次保健医療圏ごとの医療提供体制の確立に向けて取り組むという県の方向性が了承され、その実現に向け、遠隔医療など被災地の医療確保に資すると考えられる新たな取組や、医療と介護の連携による地域包括ケアの推進といった中・長期的な取組の具体化などについて検討されたもの

平成23年9月30日（金）に行われた第4回会議の議題「(3) 中・長期的な取組の具体化について」の資料【抜粋】

(2) 具体化に向けた取組の方向性

- 地域包括ケアシステムを構築、推進する観点から、医療提供者・行政（県）側は市町村の介護・保健行政部門と十分に協議しながら、訪問診療等在宅サービスの提供や医療スタッフと保健師等の連携の体制づくりを進めていく。

3 高齢者等の要援護者が地域で安心して生活できる保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築

(1) 基本的な考え方

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活をするためには、慢性疾患の重症化の予防、適切なリハビリや介護といった、受療する前後も含めてサービスを提供する地域包括ケアシステムを確立していく必要がある。

医療分野では、高齢者の日常生活圏域において在宅療養支援診療所等による訪問診療や緊急往診、提携薬局による薬剤管理指導、居宅での介護や看護など、多職種で高齢者等を支える体制の構築が重要となってくる。

さらに、予防という観点から、高齢者等が地域で元気に活躍する場を提供していくことが重要であり、生活支援サービスの受け手としてだけでなく、担い手として高齢者が参画するなどの取組も検討していく必要がある。

(2) 具体化に向けた取組の方向性

○ 被災による住まいや人口構造の変化、介護サービスのニーズを的確に捉え、市町村と県が協議しながら各市町村の復興計画に即した形で、市町村の地域包括支援センターを中心とした効果的なケア体制の整備を、圏域医療連携等の取組と一体的に進めていく。

○ 当面、被災市町村では第5期介護保険事業計画の策定に向けて、地域におけるニーズを踏まえ入所等施設整備の必要性等を検討のうえ、被災施設の再建や施設の創設に係る事業者の構想を聴取し、まちづくり計画と整合を図りながら、施設整備の事業化を関係者と調整していく必要があり、県は効果的な事業化や財政支援に係る助言指導等により市町村の取組を支援していく。

○ 仮設住宅地等における保健活動や健康づくり活動等を活かしながら、県、市町村及び関係機関は、連携して継続的な健康づくり推進体制の構築や介護予防事業の充実を図るとともに、県や市町村は他分野との連携による高齢者の生きがいつくり、住民参加による生活支援活動や福祉サービス提供等を支援していく。(参考資料No.3「応急仮設住宅入居者への支援等について」)

[スケジュール]

	H23	H24	H25	H26~
第5期介護保険事業(支援)計画の策定(市町村・県)	→ 計画策定検討	(第5期計画~H26) -----→		
地域包括ケアのあり方検討(医療連携等と一体的に検討)	→	→ 圏域及び市町村による検討(医療連携等と一体的に検討)	→	→
応急仮設住宅地等における各種支援の実施	→ ケア拠点の整備	→	→ (ケア拠点の整備(必要に応じて実施))	→ 必要に応じメニューを拡充し継続的に展開

(3) 地域包括ケアの推進に向けた取組 (例) について (資料No.3-2)

【参考】岩手県復興に向けた医療分野専門家会議における地域包括ケアの推進に向けた取組 (例)

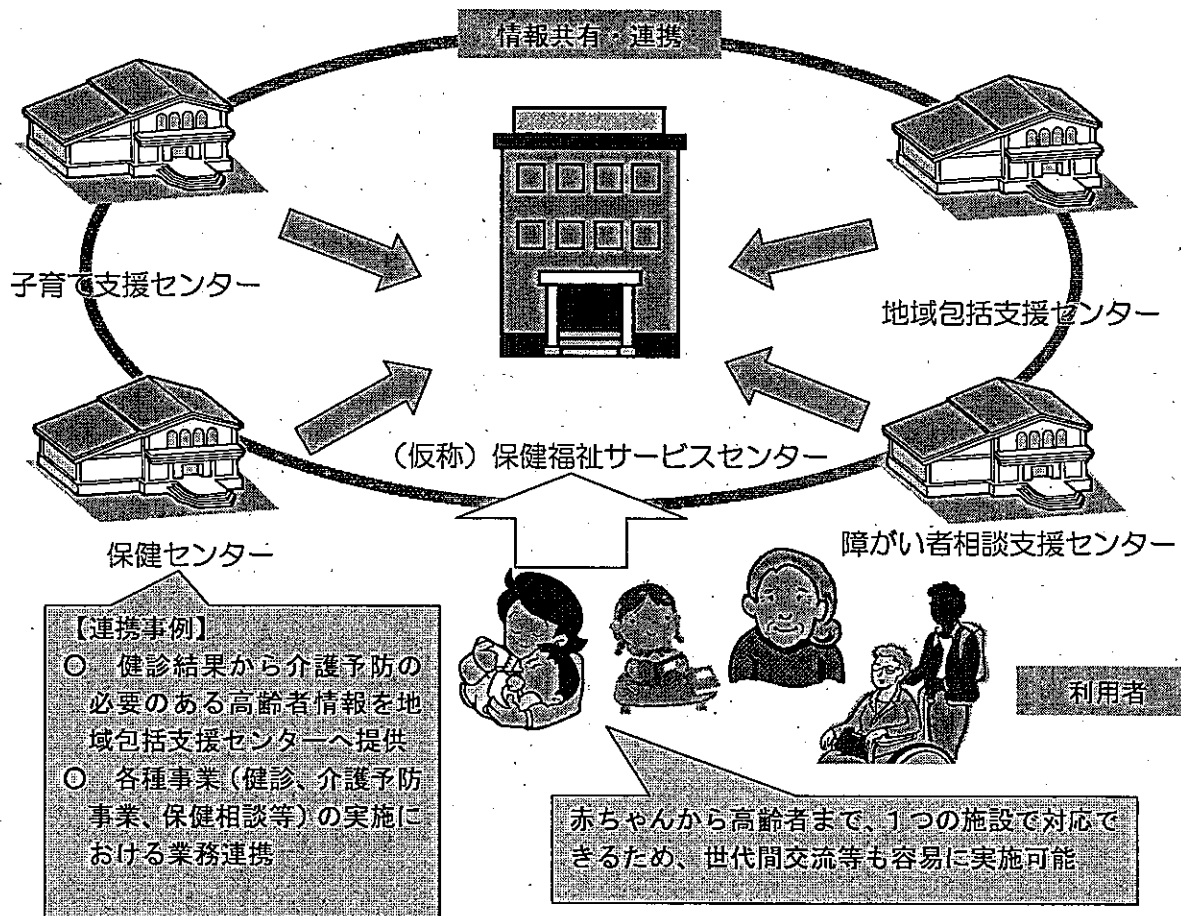
ア 相談・支援機能強化に向けた統合整備

○ 「保健福祉サービスセンター (仮称)」

保健センターや地域包括支援センター、地域子育て支援センターなどの相談・支援機能等を統合した「保健福祉サービスセンター (仮称)」を核に、地域の相談機関や医療・福祉関係団体とのネットワークの構築を進める。

- 特徴：① ワンストップサービスに対応できる相談担当者の育成・配置
 ② 24時間365日、いつでも相談に応じられる体制の構築
 ③ 相談・支援が必要な住民を早期に発見するための職員等による訪問相談活動 (アウトリーチ型ニーズキャッチ)

■保健福祉サービスセンター設置例 (イメージ図)



イ サービス提供機能の充実に向けた統合整備

○ (仮称) 高齢者等地域生活サポートセンター

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを創設する。

これにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになる。また、事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になる、ケアの体制が構築しやすくなるという利点がある。

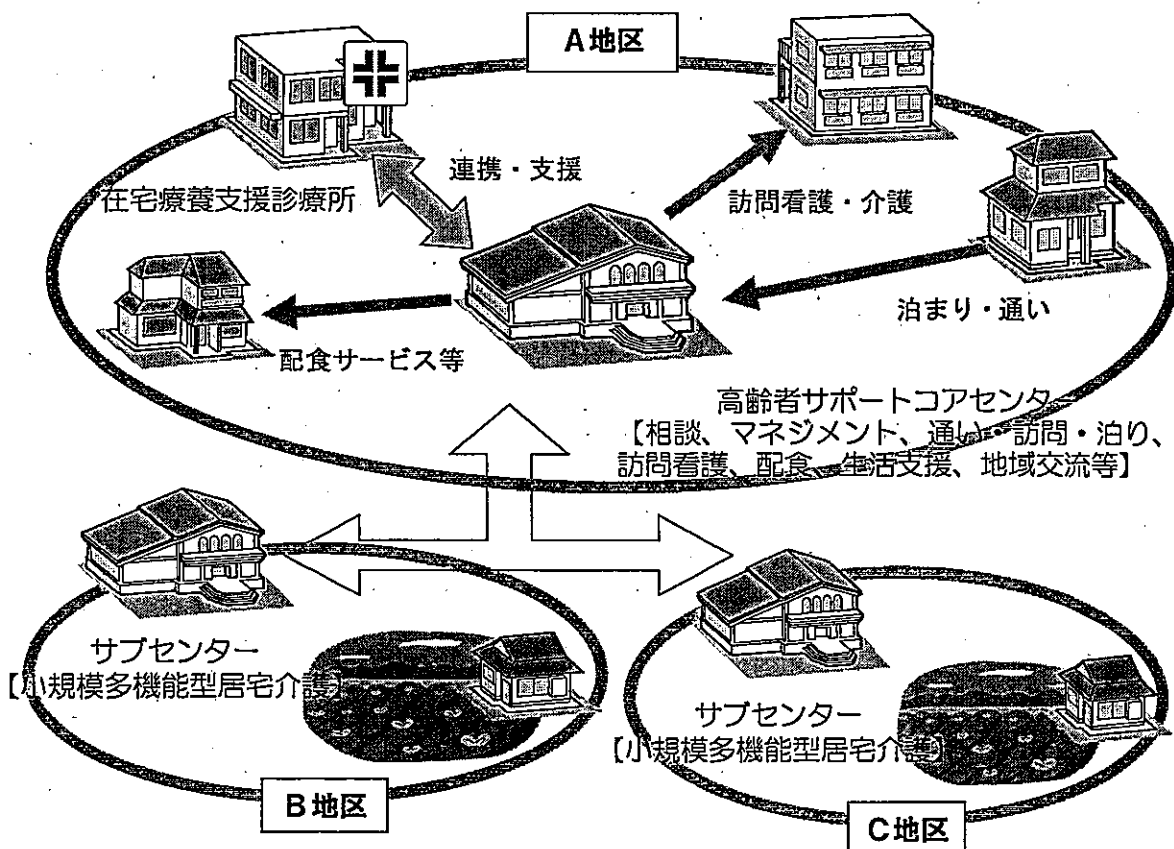
更に、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、配食・見守り等のインフォーマルサービスを本人(利用者中心)にコーディネートすることで、高齢者等の地域生活を色々な面でサポートすることができる。

【サービスモデル】

おおむね 30 分の日常生活の場の中に、地域ケア拠点となるコアセンター及びサブセンター 2～3ヶ所を設置。高齢者等サポートセンターでは、小規模多機能型居宅介護の機能である①～②の機能及び③、④、⑤の機能を選択し併せ持つことで地域ケア拠点としての機能を発揮

- ① 相談、マネジメント機能 (必須機能=既存事業)
- ② 通い、宿泊、訪問機能 (必須機能=既存事業)
- ③ 訪問看護 (複合型事業所の活用=新規事業)
→医療ニーズの高い利用者も支援
- ④ 配食サービス等の生活支援 (市町村からの委託等)
- ⑤ 地域交流スペース (市町村からの委託等)

■ 高齢等地域生活サポートセンター設置例 (イメージ図)

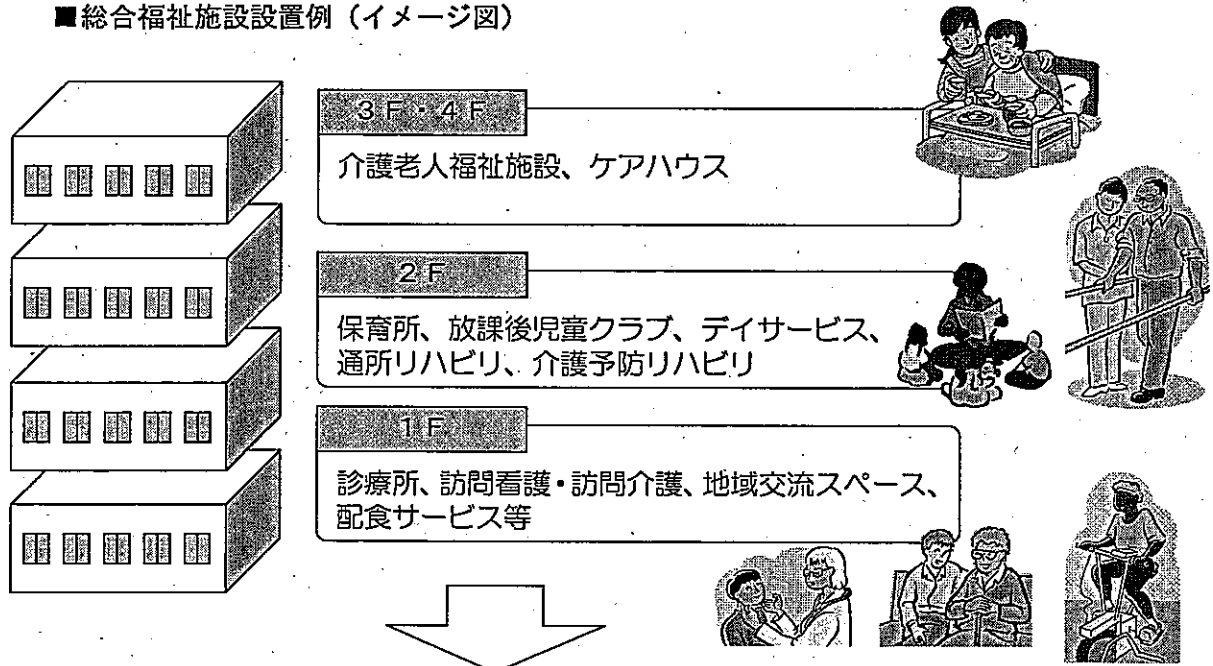


○ 公設民営方式による総合防災福祉施設

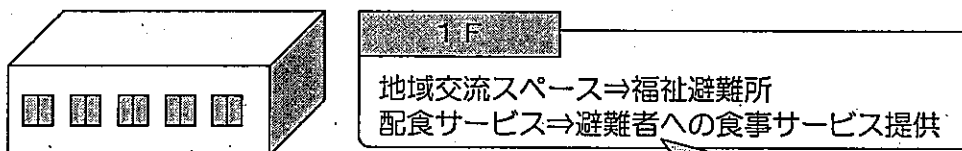
高齢者福祉施設や保育所等の機能を有する「総合保健福祉施設」と災害時の福祉避難場所や支援拠点等の機能を有する「防災拠点施設」を同一の建物内で運営する施設を、県や市町村が設置主体となって整備し、その施設を民間事業者が無償もしくは安価で入居させることを想定。

災害発生時には、本施設を地域の防災拠点に位置付け、入居する民間事業者に対して、県や市町村の災害支援活動や避難活動に協力してもらうとともに、将来的な地域ニーズの変化に対応して、施設の機能を変更できるように配慮する。

■総合福祉施設設置例（イメージ図）

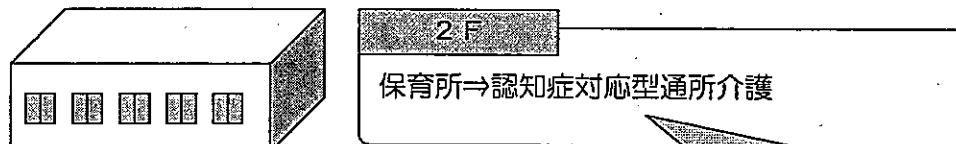


【災害発生時】



災害発生時には、県や市町村の防災・避難活動への全面的な協力義務を課す。

【〇年後】

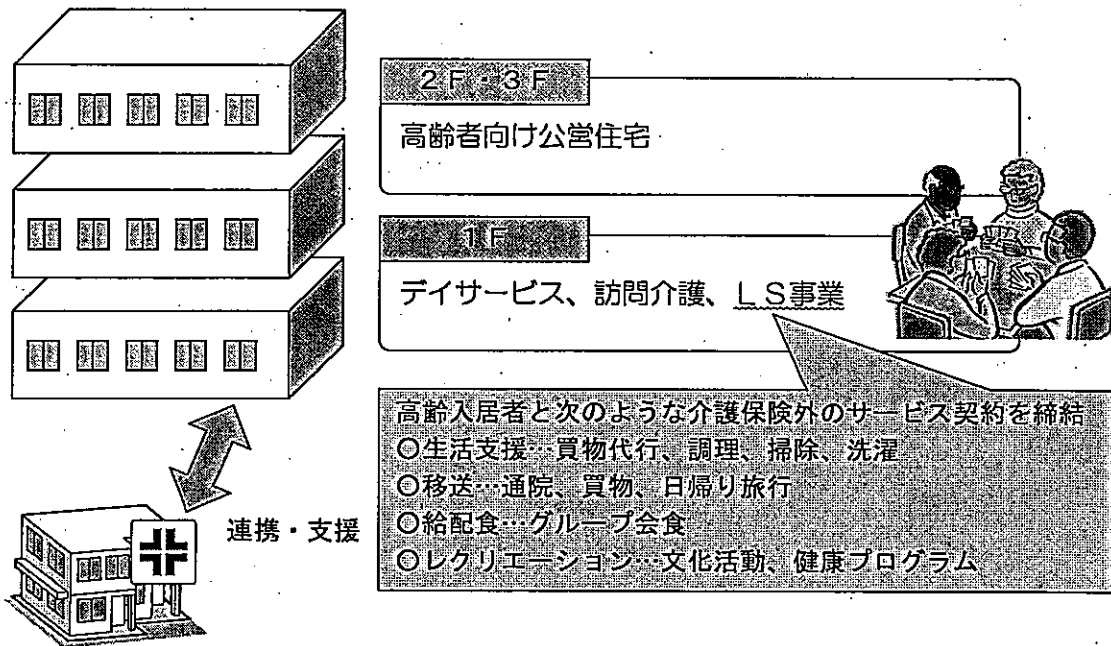


保育所等の子ども用施設のスペースを減じ、高齢者向け施設のスペースを拡大するなど、将来的に柔軟かつ有効に施設が活用できるように配慮

○ 災害復興公営住宅における高齢者生活支援施設の整備

高齢者向け災害復興公営住宅等に生活支援施設を併設し、デイサービス施設や訪問看護に加え、公営住宅入居者の生活相談や生活支援等を一体的に供給することで、高齢者等が快適に地域生活を送ることができる。

■ ライフサポート事業（イメージ図）



○ 地域包括支援センターと小規模多機能型居宅介護事業所等

介護保険サービス以外に、保険外のサービス（行政サービスやボランティアによる活動や事業等）を一体的に供給することで、高齢者を中心に子どもや障がい者等の幅広い世代が集えるような場を創出。

【地域包括支援センター】

福祉に関する総合相談、介護予防支援（介護予防プランの作成）、地域支援事業、介護予防事業など

【介護保険サービス事業所】

居宅介護支援・デイサービス等

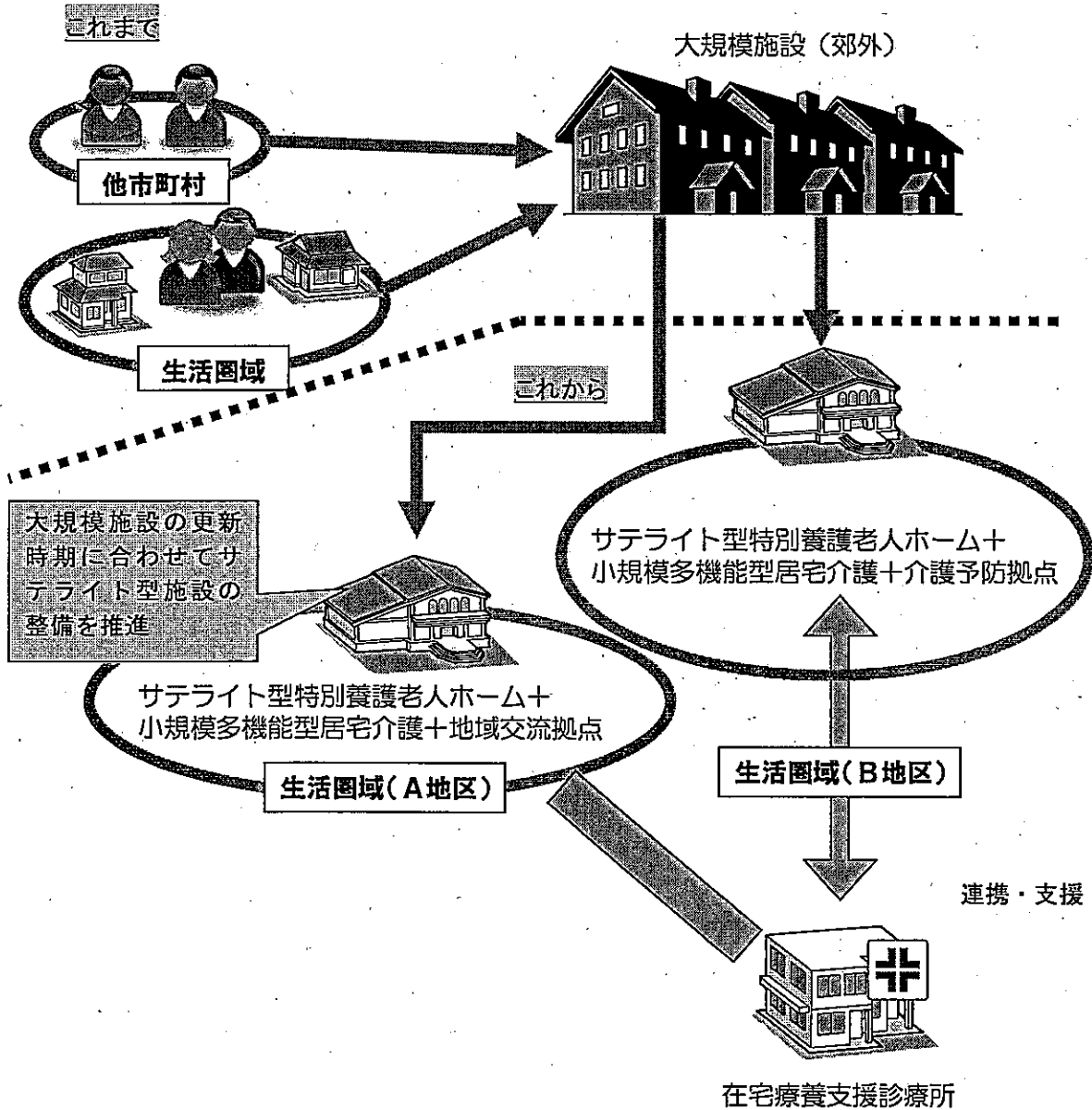
【地域活動・交流センター】

ボランティア・地域活動を目的とした各部屋の貸し出し、ボランティア支援・育成、各種講座や自主事業の実施。

ウ 既存施設の分散配置による統合整備

日常生活圏での医療・介護等のサービス提供体制確立に向け、津波被害がなかった郊外型の大規模入所施設等の更新時期に合わせて、大規模施設を日常生活圏内の小規模事業所整備に方針を転換し、これまでの定員数が多く多床室の特別養護老人ホーム等から少人数定員のサテライト型施設の整備を推進していく。

■ 既存施設の分散整備 (イメージ図)



2 地域包括支援センターの充実・支援

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターについて、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務の4つの機能が十分に発揮されるよう、体制整備と機能強化を支援します。

(1) 体制の充実と運営の円滑化

【現状と課題】

- 地域包括ケアシステムを構築していくためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが包括的・継続的に提供できるよう、地域包括支援センターのコーディネート機能を強化し、多職種協働による地域包括支援のネットワークを構築していく必要があります。
- 地域包括支援センターの設置運営責任主体である市町村は、専門職種の配置など体制の充実に向けて十分な役割を果たすことが必要です。また、社会福祉法人等に地域包括支援センターの運営を委託する場合であっても、市町村が地域包括支援センターの設置主体であるという趣旨に鑑み、関係者間のネットワークの構築と円滑な運営が行われるよう、実施方針を示し、必要な環境整備や必要な支援を行う必要があります。
- 地域包括支援センターやサブセンター、ブランチが日常生活圏域内に設置されていない市町村では、相談対応等に支障が出ている恐れがあることから、市町村は体制の整備を図るとともに、地域包括支援センターとその窓口としてのブランチの役割の明確化やセンターとの一体的な運営の確保が必要です。
- 地域包括支援センター運営協議会は、医療、介護、福祉関係者に加え、サービス利用者・家族、保健、消防、警察、地域住民代表等幅広い関係者の参画により、センターの事業計画や収支予算の確認、センターの運営に関する評価・報告等について審議するほか、業務を委託する場合の運営方針について審議を行い、公平・中立性を確保しながら、機能の強化を図ることが求められています。
- 沿岸被災地域では、他県の職員や職能団体等の応援を受けながら、増大する業務への対応に追われていることから、引き続き業務支援を行っていく必要があります。

〔地域包括支援センター設置状況〕 (平成23年5月31日現在)

地域包括支援センター数	50箇所	地域包括支援センターブランチ (窓口)	104箇所
-------------	------	------------------------	-------

【地域包括支援センター人員配置状況】（平成23年5月31日現在）

（単位：人）

保健師				社会福祉士			主任介護支援専門員			合計			
職員配置基準	担当員数		要増員数	職員配置基準	担当員数		要増員数	職員配置基準	担当員数		職員配置基準	担当員数	
	有資格	経過措置			有資格	経過措置			有資格	経過措置			
79.0	53.7	17.0	8.3	74.5	44.8	9.1	20.6	75.5	44.7	1.9	28.9	229.0	171.2
職員配置基準充足率 89.5%				職員配置基準充足率 72.3%			職員配置基準充足率 61.7%			職員配置基準充足率 74.8%			

【地域包括支援センターの委託状況】

区分	直営	委託				
		社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	その他	
平成22年度	30 (61.2%)	19 (38.8%)	10	6	2	1
平成23年度	30 (60.0%)	20 (40.0%)	10	7	2	1

【今後の取組】

- 個々の高齢者の状態とその変化に応じて、医療・介護・福祉等が連携し各種サービスが切れ目なく包括的に提供される包括的・継続的ケアマネジメント機能が発揮されるよう、市町村（設置者）が行う体制整備を支援します。
- 地域包括支援センターの本来的機能（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）を十分発揮するための専門職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の人員確保について、市町村に働きかけを行うとともに、県高齢者総合支援センター、その他関係機関等と協力しながら、人員の確保が困難な市町村に対する専門的・広域的な支援を行います。
- 地域包括支援センター運営協議会が、医療、介護、福祉等関係者の多様な視点から地域包括支援センターの設置・運営、市町村の地域包括ケアシステムの構築方針や人員の確保、関係機関とのネットワークの構築等、地域包括ケアに関する様々な事項について話し合う場となるよう支援します。
- 地域包括支援センター運営協議会が、地域包括支援センターの事業内容を適切に評価し、地域における介護保険外サービス等との連携体制の構築等、地域包括ケアに関することも協議できるよう、市町村が行う地域包括支援センターの設置運営に係る指針やマニュアル等必要な基準の作成支援や必要な情報提供を行います。

- 市町村における地域包括支援センターの機能強化により地域のネットワークの構築化を図るため、市町村が行う地域包括ケア推進事業等の実施を支援します。
- 県高齢者総合支援センターと協力しながら、沿岸被災地域における地域包括支援センターの業務支援を行います。

〔地域包括支援センター数及び人員配置計画〕

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域包括支援センター数	51 箇所	52 箇所	52 箇所
配置すべき人員数 (※) [A]	228 人	225 人	225 人
人員の確保数 [B]	183.3 人	184.5 人	185.5 人
職員配置基準充足率 [B/A]	80.3%	82.0%	82.4%

※ 配置すべき人員数とは、介護保険法施行規則第 140 条の 52 第 1 項第 1 号による人員数を指す。

注) 第 3 次一括法 (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律) により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する事項については、厚生労働省令の定める基準に従い、市町村の条例により定めることとされたことから、上記の人員数については今後修正が見込まれること。

(2) 人材の育成

【現状と課題】

- 地域包括支援センターの円滑な運営のためには、職員の資質向上が不可欠であることから、職員研修等を通じた人材の育成が必要です。
- 地域包括支援センターの機能強化を図るために、全国の中央研修及び東北ブロック研修に担当職員を派遣しチーム力の活性化、チームリーダーの育成を図ることが必要です。

〔岩手県地域包括支援センター職員研修参加者数〕 (人)

年度	H19	H20	H21	H22	H23
初任者	29	40	58	46	60
現任者	47	72	67	36	60
計	76	112	125	82	120

【今後の取組】

- 地域包括支援センター職員の人材育成と資質向上を図るための地域包括支援センター職員研修 (初任者・現任者) の実施と充実を図ります。
- 高齢者総合支援センターが行う専門相談や専門研修の開催等を通じた、地域包括支援センターのコーディネート機能の向上を図ります。
- 地域包括支援センターの高齢者虐待への対応力向上のための研修の実施と充実を図ります。
- 地域包括支援センターが行う各種研修への講師派遣や研修運営等を支援します。
- 沿岸被災地域において、特に被害が甚大な地域包括支援センターに対する専門スタッフの配置、相談対応、ニーズ把握等の業務支援及び地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施します。
- 地域包括ケアネットワークの中核を担うリーダーを養成するため、中央研修やブロック研修にセンター長等を派遣し指導者の資質向上を図ります。

3 施策体系

基本的な施策の方向	主要事業
-----------	------

1 地域包括ケアの推進

(1) 地域包括ケアシステムの構築



- ア 地域支援事業
 - ・介護予防事業
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・包括的支援事業、任意事業
- イ 地域包括ケアネットワーク形成支援システム運営事業

(2) 地域包括支援センターの充実・支援



- ア 高齢者総合支援センター運営事業
 - ・権利擁護に関する専門相談、研修
- イ 高齢者権利擁護等推進事業
 - ・地域包括支援センター連絡会議
- ウ 地域包括支援センター職員研修事業
 - ・初任者、現任者研修
- エ 包括的支援事業
 - ・介護予防ケアマネジメント事業
 - ・総合相談支援・権利擁護事業
 - ・包括的・継続的マネジメント事業

【沿岸被災地域での取組】

- ア 被災地地域包括ケア支援事業
 - ・地域包括支援センターの業務支援
 - ・要介護高齢者等に対する高齢者虐待防止・認知症対策等の普及啓発
 - ・地域包括支援センター職員向けの研修

第4 高齢者の尊厳の保持、権利擁護

高齢者が要介護状態や認知症となっても、虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳を持って安心して生活ができる社会の実現を目指します。

1 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止や権利擁護について、県民の意識啓発と困難事例への相談支援体制の強化を図るとともに、高齢者の尊厳の確保とより良い介護サービスの提供を目指し、身体拘束の廃止に向けた取組を推進します。

【現状と課題】

- 家族等養護者による高齢者虐待が増えています。
- 虐待を受けた人の8割が女性で、約5割が80歳以上です。認知症は約6割に認められ、身体的虐待が最も多くなっています。(平成22年度虐待調査結果)
- 高齢者虐待防止に向け、住民及び介護事業者等に対し制度の普及啓発を行う必要があります。
- 市町村の虐待対応に係る体制を整備する必要があります。

【高齢者虐待の状況】

	養護者による虐待			養介護施設従事者等による虐待		
	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
相談・通報	318件	308件	279件	1件	0件	0件
うち虐待と認定	172件	170件	148件	1件	0件	0件

※ 高齢者虐待防止法における定義では、

「養護者」とは、高齢者を現に養護する者（家族、親族等）

「養介護施設従事者」とは、介護保険施設、居宅サービス事業等に従事する職員

- 身体拘束のないケアの実現についての認識は高まっていますが、依然として一部の施設においては身体拘束が行われています。
- 利用者の生命や身体が危険にさらされる等やむを得ず身体拘束を行う場合でも、拘束の態様や時間などの記録を残すなどの必要な手続きが求められていますが、まだ十分に対応できている状況にはありません。

【身体拘束の状況】

(単位：施設数)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	その他	計
施設数	62	38	14	23	137

資料：身体拘束実態調査（平成22年12月1日～31日）

【今後の取組】

- 住民、介護事業者等への高齢者虐待防止に関する広報・研修等の実施による一層の普及啓発を行います。
- 地域包括支援センターの高齢者虐待への対応力向上のための研修の実施と充実を図ります。
- 市町村・地域包括支援センターが抱える処遇困難事例等に対応するため、高齢者総合支援センターにおける弁護士等による専門相談を実施します。
- 身体拘束調査による状況把握と身体拘束のないケアに向けた取組を支援します。
- 身体拘束廃止に向けた管理者・職員研修会の開催と、利用者家族、介護関係者等への理解の促進・普及啓発を行います。

2 高齢者の権利擁護

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、市町村成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業の活用を促進します。

【現状と課題】

- 認知症高齢者が増加していることから、高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を周知する必要があります。

〔成年後見制度の利用状況〕

(単位：件)

区分	制度開始 (H12) から 平成 21 年度までの 累計件数 (概数)
後見開始	1,206
保佐開始	234
補助開始	95

- 日常生活自立支援事業は、判断能力に不安があり社会生活上の不便がある方などを対象として、福祉サービスの利用、公共料金等の支払いなどを支援するもので、社会福祉協議会が実施しています。
- 成年後見制度への理解を一層深めるとともに、実際に制度を活用する場合それを支援する仕組みが必要です。
- 日常生活自立支援事業の利用者は、年々増加傾向にあり、今後も利用者の増加が見込まれることから、事業実施のための体制強化が必要となっています。

【日常生活自立支援事業の利用状況】

(単位：件)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
相談件数	10,419	9,408	11,357	13,195
契約件数	141	120	129	186
利用者数 (累計)	650	660	668	747

【今後の取組】

- 法人後見制度や市民後見制度、判断能力が不十分な者に対する日常生活自立支援事業等の普及と活用について、社会福祉協議会の取り組み等を通して促進します。
- 成年後見制度に対する一般県民への周知・理解の促進と市町村が行う成年後見制度利用支援事業（地域支援事業）を支援します。
- 虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設(シェルター)の確保について、他県での取組事例を紹介するなど、市町村、地域包括支援センター、サービス事業者等の関係機関と連携して、具体的な事業の検討を行います。

3 高齢者権利擁護ネットワークの形成

高齢者虐待や権利侵害の防止、早期発見及び適切な対応を行うため、市町村・地域包括支援センターの相談支援機能の充実や関係機関によるネットワーク体制の整備を支援します。

【現状と課題】

- 支援等が必要な高齢者を早期に発見し総合相談につなげる相談ルートを確立していく必要があります。
- 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの権利擁護を支援する関係団体等の連携を強化していく必要があります。

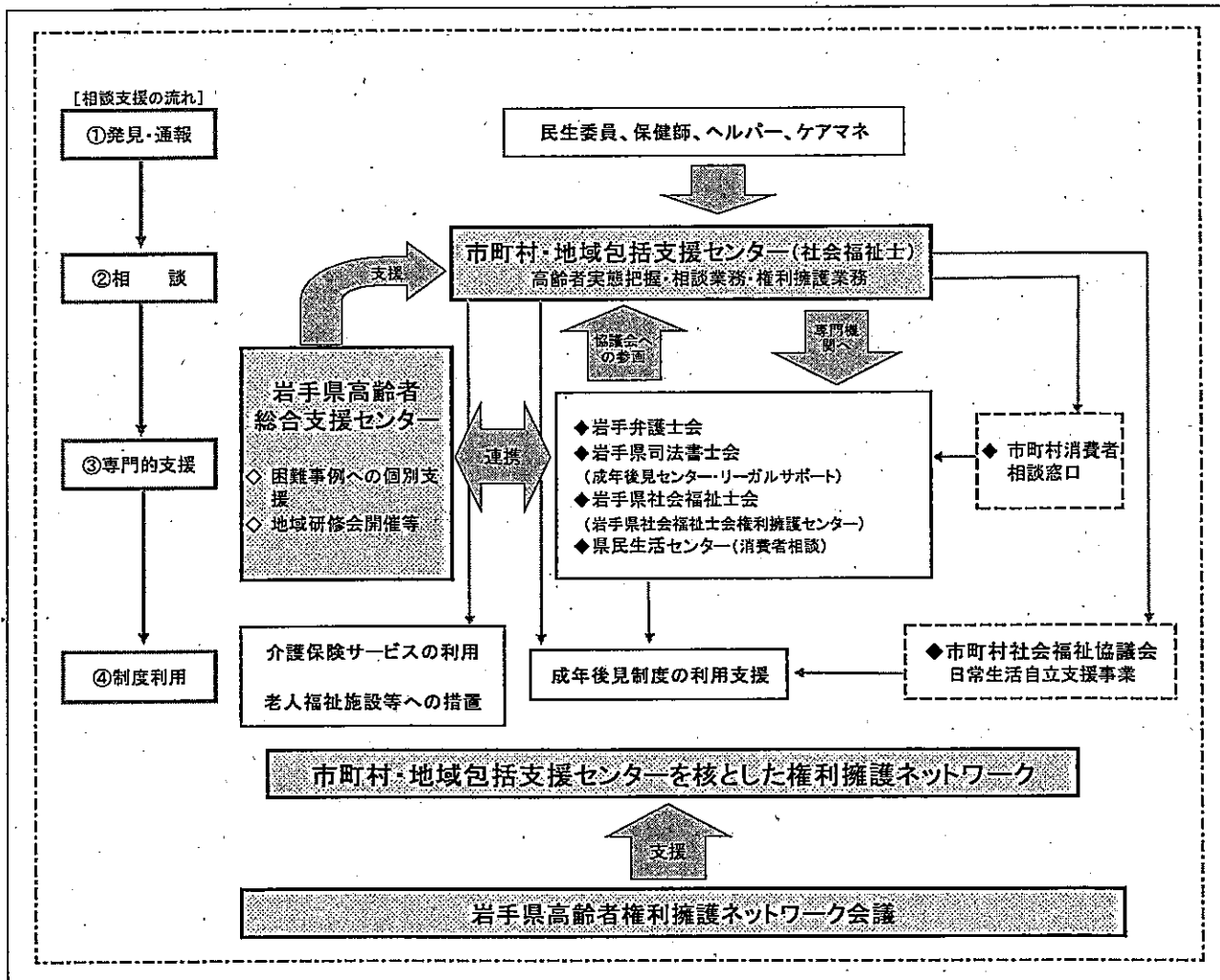
【今後の取り組み】

- 介護従事者研修や、福祉、消費生活相談、警察関係者等による高齢者権利擁護ネットワーク会議の開催による高齢者虐待防止等に向けた対策等の検討を行います。

【市町村におけるネットワーク構築への取組状況】(平成 22 年度)

	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」構築への取組	介護保険サービス事業者からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築への取組
実施市町村数	31	27	17

〔高齢者虐待防止・権利擁護体制のイメージ図〕



4 施策体系

基本的な施策の方向	主要事業
-----------	------

1 高齢者の尊厳の保持、権利擁護

(1) 高齢者権利擁護・虐待防止の推進



- ア 高齢者権利擁護等推進事業
 - ・ 岩手県高齢者権利擁護ネットワーク会議の開催
 - ・ 地域包括支援センター連絡会議の開催
 - ・ 介護保険施設身体拘束適正化推進事業
- イ 岩手県高齢者総合支援センター運営事業
 - ・ 権利擁護に関する専門相談、研修
- ウ 身体拘束廃止等研修事業（権利擁護推進員養成研修・看護実務者研修）
 - ・ 看護指導者養成研修
- エ 市町村成年後見制度利用支援事業（地域支援事業）
- オ 日常生活自立支援事業

(2) 高齢者権利擁護ネットワークの形成



- ア 高齢者権利擁護等推進事業
 - ・ 岩手県高齢者権利擁護ネットワーク会議の開催
 - ・ 地域包括支援センター連絡会議の開催

第5 介護予防・地域リハビリテーションの推進

- ① 要介護状態になる可能性のある高齢者を対象として、心身の機能低下を予防するため、介護予防ケアマネジメントや運動器の機能向上などの各種事業の取組を支援するとともに、医療と介護が連携した地域リハビリテーション体制を推進します。
- ② 各地域において、介護予防の普及啓発やボランティアとの協働などにより、高齢者の健康で活動的な暮らしが継続されるよう支援します。

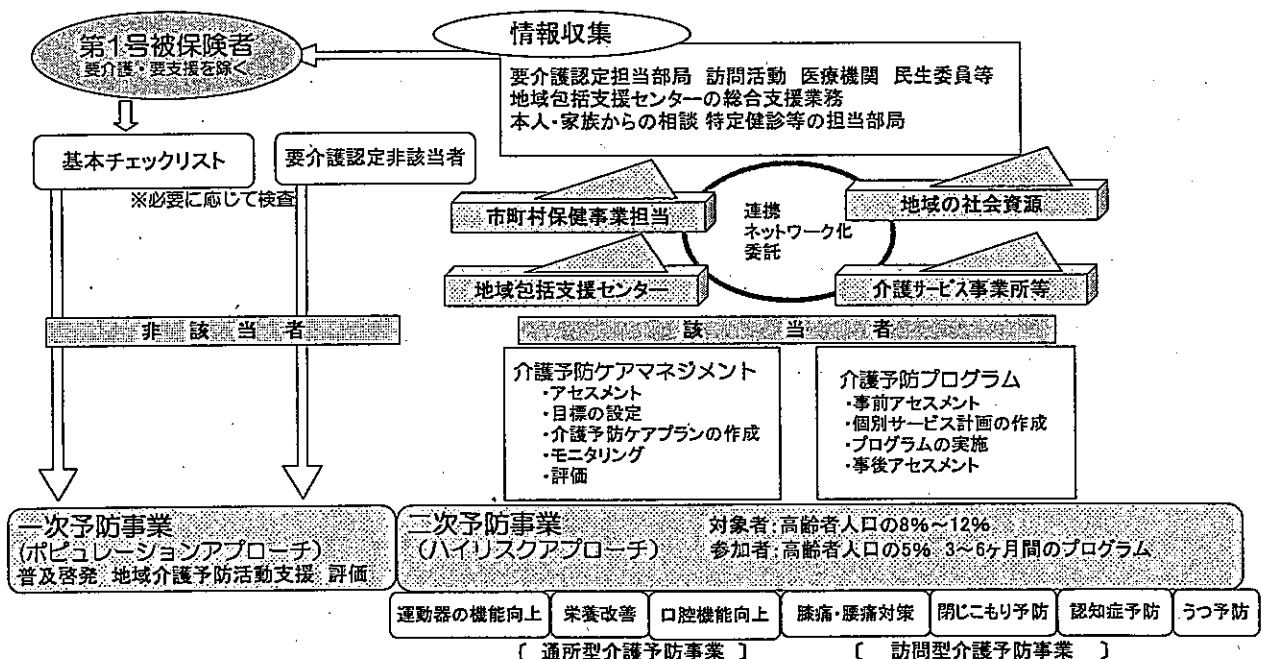
1 介護予防の推進

全ての高齢者を対象に、生活機能の低下の予防、維持・向上に着目し、一人ひとりの健康状態・機能に応じた介護予防を切れ目なく推進します。

(1) 介護予防事業の推進

【現状と課題】

- 平成22年度の本県の二次予防事業対象者数は、当初の計画の16,117人(高齢者人口の約4.5%)に対し、19,602人(高齢者人口の5.68%)と計画を上回っているものの、介護予防事業への参加者は3,329人(高齢者人口の0.96%)とやや少ない状況ですが、全国では第4位となっています。
- 二次予防事業への参加率が目標値よりやや低い原因としては、特定高齢者を把握する体制、魅力あるプログラムの工夫、送迎等の参加しやすい事業体制が不足していることが考えられます。
- 二次予防事業の実施率は、通所型の運動器の機能向上では、31市町村(96.9%)において実施されておりますが、訪問型のプログラムでは30~40%台とやや低い取り組み状況です。
- 一般高齢者施策は、計画値を上回り高齢者人口の63.5%に上ります。
- 介護予防従事者の知識及び技術の習得のため、6つの介護予防プログラムに対応した従事者研修会を開催しています。
- 介護予防の効果的な取組事例について、創意工夫されたモデル事例を紹介し活用を図っています。



【今後の取組】

- 医師会や健診機関等の協力による生活機能低下が疑われる高齢者の生活機能評価と基本チェックリストによるハイリスク者の把握により、要支援や要介護になる恐れが高い二次予防事業対象者を的確に把握することなど、市町村が行う事業を支援します。
- 介護予防効果が高い事業を推進するための取組事例の紹介や高齢者が参加しやすい実施体制の情報提供など、市町村の実施体制づくりを支援します。
- 介護予防プログラムを実施するための介護予防事業従事者向け研修を継続して実施します。

〔介護予防の目標〕

1 二次予防事業対象者施策

区分		平成22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	65歳以上人口(人)	359,410人	362,449人	368,454人	374,574人
2	基本チェックリストの実施者数(人)	135,245人	145,902人	152,242人	153,062人
3	生活機能評価受診者数(人)【任意記載】	41,941人	24,937人	26,118人	27,288人
4	二次予防事業対象者数(実人数)	19,825人	29,918人	30,870人	30,561人
	割合%(高齢者人口に対する)	5.5%	8.3%	8.4%	8.2%
5	二次予防事業への参加者数(実人数)通所型	2,777人	3,629人	4,124人	4,336人
6	二次予防事業への参加者数(実人数)訪問型	513人	724人	909人	970人
	参加者割合(高齢者人口に対する)	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%
7	二次予防事業の終了者数(実人数)	2,572人	3,469人	3,921人	4,139人
8	7のうち改善終了者数(実人数)	2,041人	2,805人	3,242人	3,461人
	改善割合(二次予防事業対象者数に対する)	10.3%	9.4%	10.5%	11.3%
9	二次予防事業への参加延べ人数(人)各プログラムの合計	32,555人	49,930人	53,494人	54,953人

2 一次予防事業対象者施策

区分	平成22年度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数(回)	11,225回	10,738回	10,872回	11,001回
参加者延べ数(人)	144,298人	145,653人	147,601人	149,073人

※ 県長寿社会課調査(各市町村・保険者に照会)〔速報値〕

※ 東日本大震災津波の影響により、次の実績値及び目標値等を除いたものであること。

大船渡市分：「1 二次予防事業対象者施策」に係る平成24年度から平成26年度の項目5～9の目標値

大槌町分：「1 二次予防事業対象者施策」に係る項目4～9の平成22年度実績値及び平成24年度から平成26年度の目標値並びに「2 一次予防事業対象者施策」に係る平成22年度実績値(参加者延べ数)及び平成24年度から平成26年度の目標値

(2) 介護予防市町村支援事業

【現状と課題】

- 介護予防市町村支援委員会を設置し、介護予防マニュアルの整備や研修会の実施、情報提供等を行っていますが、予防効果の高い事業構築のためには、引き続き介護予防従事者研修会の実施や技術的助言が必要です。
- 沿岸被災地域における介護予防関連事業の実施を支援し、介護予防の総合的な取組を支援するため、介護予防市町村支援委員会に被災地高齢者支援専門部会を設置し、被災地介護予防事業の検討等を行っていますが、引き続き技術的な助言指導、フォローアップが必要です。

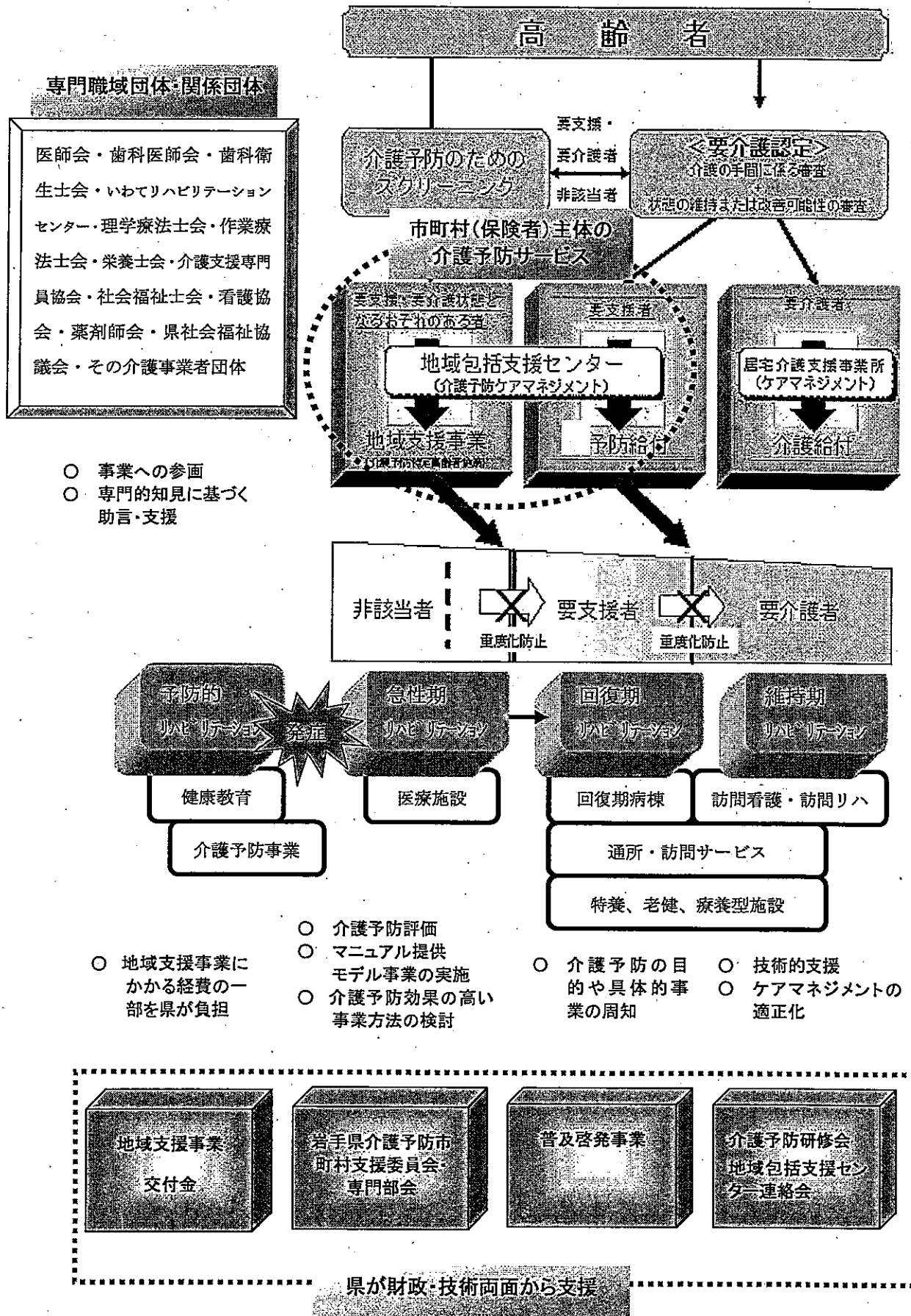
【今後の取組】

- 介護予防市町村支援委員会において、市町村が行う介護予防事業の評価・助言を行い、効果的な介護予防事業の実施を支援します。
- 介護予防市町村支援委員会被災地高齢者支援専門部会による、沿岸被災市町村の介護予防事業を支援します。
- 新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る市町村の取組を促進します。
- 沿岸被災地域における仮設住宅入居高齢者等の介護予防、生活不活発病防止のため、高齢者が参加しやすい介護予防教室の開催や健康づくり・介護予防情報を掲載した生活便利手帳の配布等を通じた普及啓発を行います。

〈介護予防システムの全体図〉

特徴① 県による技術的支援

特徴② 専門職域団体・関係団体との連携



2 地域リハビリテーションの推進

医療と介護が連携し、地域において包括的・継続的かつ体系的な地域リハビリテーションを展開していくための体制整備と一層の取組を進めます。

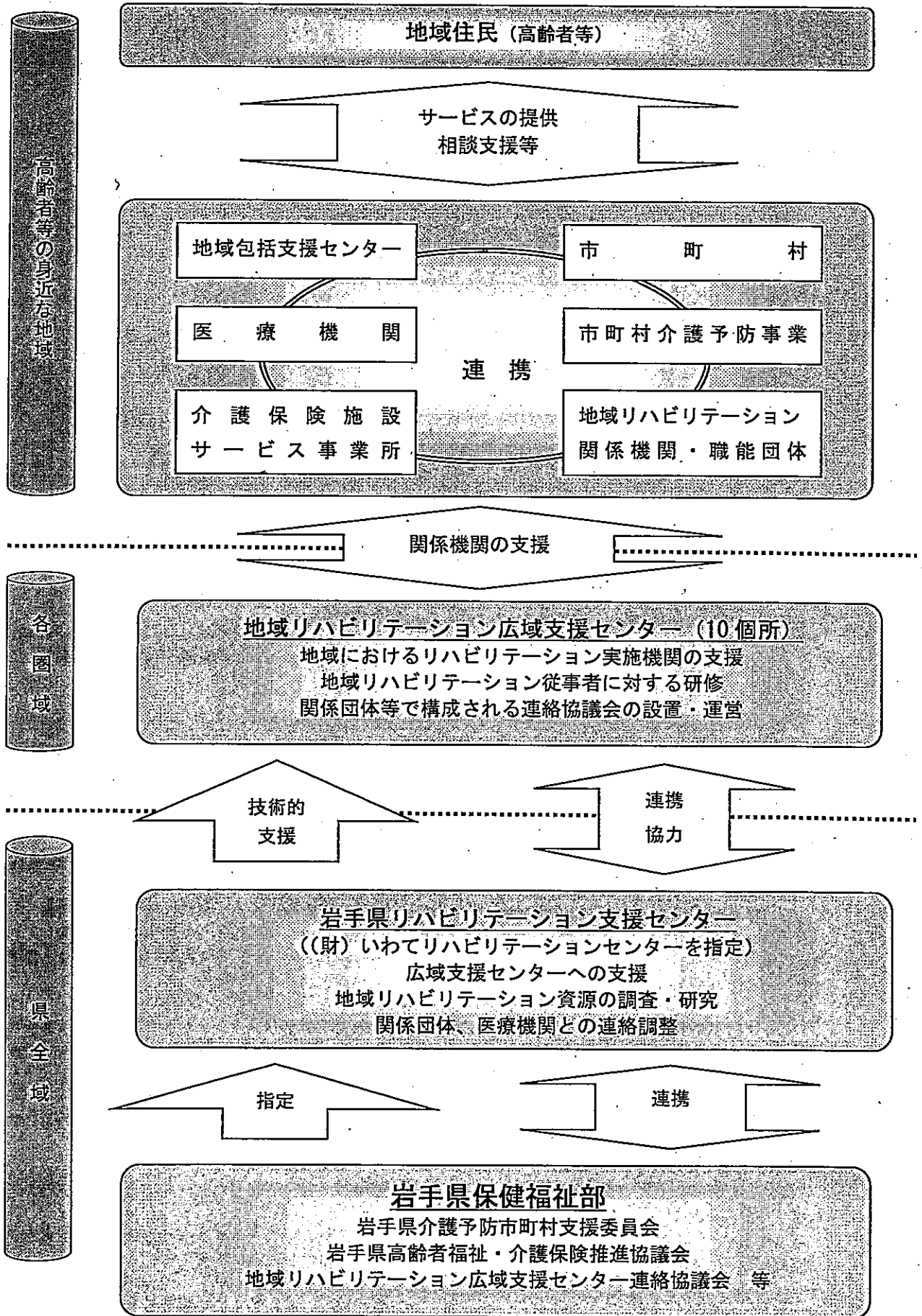
【現状と課題】

- 市町村において、主に高齢者を対象とした保健事業や介護予防事業等の予防的な地域リハビリテーションの取組を行っています。
- 二次医療圏（高齢者福祉圏域）毎に地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）を指定し、協力病院等との連携のもとで各圏域における地域リハビリテーションの推進を図っています。
- 「岩手県介護予防市町村支援委員会」や「地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会」等において、介護予防事業や各圏域での課題等の検討を行っています。
- 高度なリハビリテーション機能を有する財団法人いわてリハビリテーションセンターを「岩手県リハビリテーション支援センター」として指定し、市町村や広域支援センター等に対し、技術的な支援を行っています。
- 本県における中長期的な展望に立ったリハビリテーション医療を中心とした総合的なリハビリテーション提供の体制のあり方について、専門的立場から意見・提言を得るため、「岩手県におけるリハビリテーションのあり方に関する懇談会（事務局：県保健福祉部医療推進課）」が設置され、本県におけるリハビリテーション関係施設の連携のあり方、将来的なリハビリテーション関係施設のあり方及びリハビリテーション医療に関する人材養成のあり方等について検討が進められています。
- 沿岸被災地域において、医療・介護サービスのリハビリテーション提供体制を支援し、在宅・仮設住宅入居高齢者等の生活機能低下及び脳卒中等既往疾患高齢者の悪化防止を図る必要があります。

【今後の取組】

- 高齢者の状態に応じた適時適切なリハビリテーションの提供に向けて、圏域の状況や課題を意見交換、情報共有する場として、岩手県リハビリテーション支援センターが行う「地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会」の開催を支援します。
- 岩手県リハビリテーション支援センターにおける圏域ごとの医療機関・介護サービス事業所職員等に対する研修の実施、市町村が行う健康づくり事業や介護予防事業等に対する技術的支援、情報提供等を実施します。
- 各地域リハビリテーション広域支援センターが行う地域リハビリテーション従事者向けの研修や技術指導、相談対応等を支援します。
- 「岩手県におけるリハビリテーションのあり方に関する懇談会」の提言等を踏まえ、今後、地域リハビリテーション支援・連携体制のあり方等について、必要に応じて見直しを行います。
- 沿岸被災地域における地域リハビリテーション活動を支援するため、県リハビリテーション支援センター、リハビリテーション職能団体及び各地域リハビリテーション広域支援センター等による専門職員の派遣、研修会の開催等を実施します。

地域リハビリテーション支援・連携体制のイメージ



3 施策体系

基本的な施策の方向	主要事業
-----------	------

1 介護予防・地域リハビリテーションの推進

(1) 介護予防事業の推進



- ア 二次予防事業
 - ・ 二次予防事業対象者把握事業
 - ・ 通所型介護予防事業
 - ・ 訪問型介護予防事業
 - ・ 二次予防事業評価事業
- イ 一次予防事業
 - ・ 介護予防普及啓発事業
 - ・ 地域介護予防活動支援事業
 - ・ 一次予防事業評価事業
- ウ 包括的支援事業
 - ・ 介護予防ケアマネジメント事業

(2) 介護予防市町村支援事業



- ア 介護予防市町村支援委員会
 - ・ 市町村介護予防事業の評価・助言
- イ 普及啓発
- ウ 従事者研修
 - ・ 運動器等の6つの介護予防プログラムに対応した研修会
 - ・ 寝たきり予防従事者研修会（脳卒中予防対策）
- エ 事業評価

(3) 地域リハビリテーションの推進



- ア 県リハビリテーション支援センター事業
 - ・ リハビリテーション実施体制等に関する調査研究
 - ・ 市町村等に対する意識啓発・技術的助言
 - ・ 地域リハビリテーション広域支援センターに対する支援
 - ・ 地域リハビリテーション広域支援センター連絡協議会の開催
- イ 地域リハビリテーション広域支援センター事業
 - ・ 地域リハビリテーション連絡協議会の開催
 - ・ 医療機関・介護サービス事業所職員に対する研修
 - ・ 住民向け相談窓口の設置
 - ・ 専門職員のネットワーク構築
- ウ 地域包括ケアネットワーク形成支援システム運営事業
 - ・ ネットワークシステムを活用した脳卒中患者情報等の共有

【沿岸被災地域での取組】

- ア 被災地高齢者健康生活支援事業
 - ・ 介護予防教室の開催
 - ・ 健康づくり、介護予防情報を掲載した生活便利手帳の作成・配布
 - ・ 介護予防市町村支援委員会被災地高齢者支援専門部会による介護予防事業への助言・評価
- イ 被災地高齢者リハビリテーション支援事業
 - ・ 県リハビリテーション支援センター、リハビリテーション機能団体及び各地域リハビリテーション広域支援センターによる専門職員の派遣、研修会の開催等